

平成17年6月17日（金曜日）

議事日程第5号

平成17年6月17日（金曜日）午前10時開議

第1. 一般質問

発言者	57番	小松	勘一郎	議員
	89番	佐藤	勇	議員
	76番	長沼	久利	議員
	111番	梶原	直	議員
	125番	熊田	眞弓	議員
	82番	佐藤	拓夫	議員
	106番	小林	隆	議員
	13番	柏倉	孝雄	議員

第2. 提出議案に対する質疑

第3. 提出議案・陳情委員会付託（付託表は別紙のとおり）

本日の会議に付した事件

第1から第3までは議事日程第5号のとおり

第4. 議員の辞職について

第5. 議席の一部変更について

出席議員（124人）

2番	新田	豊治	3番	三浦	秀雄	4番	小杉	良一
5番	遠藤	忠平	6番	小松	幸夫	7番	成田	正雄
8番	佐藤	佐一	9番	今野	洋一	10番	堀	友子
11番	本間	明	12番	佐藤	十内	13番	柏倉	孝雄
14番	高橋	和子	15番	工藤	兼雄	16番	村上	寿康
17番	佐々木	紘一	18番	渡部	功	19番	大場	良太郎
20番	小松	義嗣	21番	小松	久徳	23番	佐々木	富春
24番	佐々木	隆一	25番	佐藤	千秋	26番	工藤	実
27番	石川	久	28番	茂木	一夫	29番	東海林	錦一
30番	佐藤	弘志	31番	佐々木	慶治	32番	阿部	薫
33番	齋藤	作圓	34番	三浦	彦一	35番	阿部	弘章
36番	生駒	重孝	37番	佐藤	孝	38番	今野	晃治
39番	佐藤	讓司	40番	畑山	作喜	41番	井島	市太郎
42番	三浦	一男	43番	川上	幸一	44番	渡部	馨
45番	三浦	晃	46番	土田	与七郎	47番	三浦	憲夫
48番	武田	吉二	49番	佐藤	賢一	50番	渡会	利男

51番	吉田登美子	52番	池田千紗子	53番	石井綾夫
54番	佐々木長円	55番	岸野長一郎	56番	村上亨
57番	小松勘一郎	59番	齊藤貞雄	60番	伊藤文治
61番	東海林鋼太郎	62番	佐藤耕秀	63番	前川侔
64番	藤田克之	65番	三浦功	66番	阿部一雄
67番	若林徹	68番	鈴木昇	69番	伊藤周平
70番	伊藤静治	71番	田中昭子	72番	戸田久一
73番	佐々木勝二	74番	齋藤豊明	75番	小松義正
76番	長沼久利	77番	今野義親	78番	加藤富男
79番	三浦勉	80番	加藤進	81番	伊藤順男
82番	佐藤拓夫	83番	佐藤宗雄	84番	佐藤清
85番	吉尾憲一	86番	今野修	87番	田口長美
88番	正木正	89番	佐藤勇	90番	今野英元
91番	佐々木信行	92番	渡辺正史	93番	正木一男
94番	小野健	95番	茂木成	96番	小松敏博
97番	伊藤健二	98番	大場重夫	99番	斉藤好三
100番	加川一男	101番	高橋賢一	102番	山崎貞美
103番	村上文男	104番	菅野芳男	105番	真坂孝衛
106番	小林隆	107番	鈴木貞一	108番	佐々木文勝
109番	佐藤孝義	110番	加藤勝栄	111番	梶原直
112番	佐藤豊	113番	佐藤栄吉	114番	藤原友一
115番	高橋昭	116番	三森安幸	117番	畠山作四郎
118番	東海林瞭	119番	佐藤嘉孝	120番	田口良一
122番	塚田達嗣	123番	土田長夫	124番	鈴木和夫
125番	熊田眞弓	126番	高橋信雄	127番	高橋東悦
128番	齋藤栄一				

欠席議員（4人）

1番	佐藤實	22番	小松賢	58番	齊藤信
121番	堀内和夫				

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	柳田弘	教育長	伊藤茂
総務部長	佐々木永吉	企画調整部長	猿田正好
市民環境部長	松山祖隆	福祉保健部長	豊島一郎
農林水産部長	小松秀穂	商工観光部長	藤原秀一
建設部長	佐々木孝一	国体事務局長	多田厚
行政改革推進 本部事務局長	佐々木均	本荘総合支所長	齋藤隆一
矢島総合支所長	植村清一	岩城総合支所長	渡部専一

由利総合支所長	木内芳一	大内総合支所長	堀川喜久雄
東由利総合支所長	畠山基保	西目総合支所長	鷹嶋恵一
鳥海総合支所長	佐藤善昭	収入役室長	小松茂樹
消 防 長	福岡憲一	選挙管理委員会事務局長	齋藤悟
監査委員事務局長	佐々木泰輔	農業委員会事務局長	上山正義
教 育 次 長	中村晴二	ガス水道局次長	工藤秋雄
総務部政策監	高橋勉	市民環境部政策監	今野忠治
建設部政策監	藤原直久	副 消 防 長	佐藤文男
教育委員会政策監 兼本荘教育事務所長	作佐部直	総 務 部 次 長 兼総務課長兼職員課長	中嶋豪
総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	小松浩	企画調整部次長	多田英継
企画調整部次長 兼企画調整課長	渡部聖一	地域政策課長	早川修一

議会事務局職員出席者

局 長	熊谷正次	長	石川隆夫
書 記	鎌田直人	書 記	石郷岡孝
書 記	遠藤正人	書 記	阿部徹

午前10時01分 開 議

○議長（齋藤栄一君） ただいまから本日の会議を開きます。

1番佐藤實君、22番小松賢君、121番堀内和夫君、58番齋藤信君より欠席の届出があります。

出席議員は124名であります。出席議員は定数に達しております。

○議長（齋藤栄一君） それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事は、日程第5号をもって進めます。

○議長（齋藤栄一君） 日程第1、きのうに引き続き、一般質問を行います。

57番小松勘一郎君の発言を許します。57番小松勘一郎君。

【57番（小松勘一郎君）登壇】

○57番（小松勘一郎君） おはようございます。

こんなにたくさんの人を前にしゃべるということは久々のことになりますが、元気を出して頑張りたいと思います。

それから、話しをする相手が、どうも背中にいると、こういうことも初めての経験でありますので、違和感は感じておりますけれども、頑張っていきたいというように思います。

きょうはいよいよ4日目に入りましたが、新聞やテレビ等にも毎日のように報じられております日本一のマンモス地方議会、そういう言い方を、確かに人数では日本一に逆

転したわけですけれども、大仙市のようなああいう状態にならなかったことを私は安心しているというか、よかったなと正直にそう思います。それでも日本一のマンモス議会で、こういう機会を得たということを中心にしながら、きょうトップバッターを務めることになります。緊張感も和らいできた中で、少々疲れ気味、ダレ気味でありますけれども、よく言い方の中に終わりよければすべてよしということがありますが、終わりがよかったなと、きょう一日よかったなというふうに言われたいもんだというふうに思います。とにかくきょうのトップバッターを元気を出して最後まで、時間の許す限り頑張りたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

毎日のように市長を賛美すると言うんですか、そういう言葉がありますが、きょう私は少し角度を変えまして若干準備した言葉を申し上げたいと思います。激戦を制した市長へのエールはちょっと辛口になりますが、ご容赦いただきたいと思います。

合併というのは、結局は8人の首長たちがいろいろなスタッフをそろえて、そしてこねあげた、それが由利本荘市であったのかなと。そして、繰り返し施政方針等でも述べられてありますが、それは初代の指名を受けたミスター柳田が言っている、いろいろな言葉が躍っていますが、そういう意味では自画自賛の作品になろうかなとも思っています。日本史の中で一般的に言われておることの中に「織田つき羽柴がこねし天下餅。それを食らうは徳川」という言い方がありましたが、別にそういうことを食うとか食われるという意味はないのでしょけれども、言葉が躍るそういう意味からしますと、最後の仕上げは、味付けは、あるいは色付けはミスター柳田であるということは、もう間違いない事実であります。私は、エールの言葉としまして、こういうことを準備しました。よく私もそうでしたけれども、年齢的にはそうなのかもしれませんが、燃え尽きる症候群という言葉があります。そういう言葉がありますが、施政方針でも見られるように合併してよかった、躍動と創造のまち由利本荘市を構築のために、私は全身全霊を傾けて燃え尽きてほしいということをお願い一人です。夜明け前というのは、確かに一番暗いときなんです。必ずしも今、出発をしたから明るいとは言えない。ある意味では夜明け前なのかもしれませんが、そういう意味では暗いと。しかし、灯火というのは燃え尽きる寸前が一番明るいとも言われます。あるいは力、燃える力というものが一番あるとも言われます。そういう時期にミスター柳田は精魂込めて、全身全霊で8人でこねた由利本荘市をきちっと味つけと形、色付けをしてくれることを私は、それまで頑張れば燃え尽きてもいいのではないかという思いで、そういう意味を込めまして準備してきた言葉の意味を紹介しながら、最後のエールは心を込めて頑張ってもらいたいということになると思います。

通告に従いまして質問を行って行くわけですが、選挙戦では非常に激しい選挙戦でありましたが、そういう中でいろいろな地域、8つのエリアをくまなく選挙に勝つという思いで回って、いろいろ感じ取ったことだろうと思いますが、私は去る5月4日に、私の今の思いから8つのエリアを学校というものを繋ぎながら回ってみました。211キロ、7時間かかりました。若干4つか5つ、小学校、中学校、結ぶこともできませんでしたが、いずれにしても211キロ、7時間かかりました。できたら子供たちにも、外国まで行かなくたって自分の住んでいる、神奈川県の半分と言われるような、そういうその広いエリアで、小学校は無理かもしれませんが、中学校辺りでは一つの総

合学習という意味を込めて、兼ねて回ってもよいのではないかと、そういう思いもしました。いずれにしても一人旅であったので、今度はグループで誘って回ってみたいなどと、そのように思います。

さて、第1番に掲げましたのは、交通災害共済、不慮の災害共済加入の取り扱いということによって申し上げます。

旧本荘市の方は、あまりなじみのないことなのかもしれませんが、私の住んでいる地域、東由利では、もうかなり前から取り組んでいるものであります。その制度といいますか、ものが2月の段階で平成17年のやり方は、個人情報保護するという建前、立場から、従来やったような手法はとらない。簡単に言うと、希望者は所定のところに記載をして、そして金を添えて役場に来いと、こういう意味のものが入ってきました。私は、えっと思いました。夏分であればいざ知らず、冬分で足腰の悪い弱者と言われる高齢者たちがですね、普段も車、押して歩く車を用いて歩かなければ容易でない人たちが、はたして行けるのかなど。しかも、遠いところは12キロもありますね、役場から12キロ。本人行かなくても誰かかわって行ければよいわけですが、最近、一人暮らしが非常に多くなっています。本来、従来私の住んでいるところでは、町内会長がそれをみんなの家に配布して、そして金を添えて、それを点検の上、またまとめて役場に行ってその手続きを終了する、こういうやり方です。それでいいのではないかと思いましたが、冒頭に説明があったように、個人の情報保護、要するに知ってもらいたくない、自分のことについて知ってもらいたくないことを知られたくない、いわゆる知られたくない、こういう意味のことだと思いますが、しかしそれは悪用されて初めて知られたくないとか何とかということで、私たちの机の上に配布された128名の議員の紹介の中に生年月日、住所、電話番号、かなり詳しく載ってあります。これだって個人情報保護の問題にかかわればかかってくると思います。そこまでは言う必要はないと思いますけれども、いずれにしても悪い方向に使われなければそれで足りる問題を、どうして事務方はそういう処理に踏みきったのかという思いがしてなりません。そういうことで、この問題をひとつどういうことであったのかなということを質問したいと思えます。

2つ目は、事故防止の、再発防止についてであります。22日というのは新市が生まれた日であります。新市の誕生日です。ところが4月22日も事故が起きています。何か誕生日が仏滅の日であったのかなという思いであります。それはどっちでもいいですけども。22日に既にコンピューターの一部が誤作動というんですか、そういう操作接続ミスというのがあったようで、どれほどのそれによって住民や事務上の損失が生まれたかは私存じません。しかし、夕刻になってというか、午後になってから山ろく線に108号を走ってきた積載、除雪車を積載した車両が、いわゆる積載違反というんですか、搭載物の高さの違反で山ろく線にぶつかった事故が起きています。それから4月22日、これも3日間の中で何回か触れられましたが、不燃処理の中で起こった爆発事故ですか、こういうものも起きています。それぞれありましたが、事務方などもそうでありましたが、事故を起こしましたという報告がありました。そして、その処理については、すべて保険金で賄うと。何かこう、報告しましたという感じの報告でしかありませんでした。私は、やっぱりその、やりたくてやったわけじゃないんだけれども、やっぱり市民に対しては申し訳なかったという、そういう言葉が必要でなかったかなという思いでありま

す。そして4月25日、今度は我々、本市と関係ないことでありますが、JR西日本の列車事故、こういうものが2カ月連続で起こった。こういうその問題を考えたときに、ヒューマンエラーという言葉もあります。これもあとでお聞きしたいと思います。

それから次に3つ目でございますが、新由利本荘市の学校教育の理念と具現化ということについてでございますが、これもいろいろな理念を持って具現化に努めることは何の仕事も同じだと思います。いずれ中には指導主事を派遣して云々と。最後にやっぱり学力向上、そして学力向上というのは一定の成果を生むということだと思います。そういうその具現化についても述べてありますが、具体的な方向や方法については、やはり書いた施政方針の中では述べてありますが、これは私は市民向けにきちっと明解な言葉で表示して、これでいくんだよ、今度は8つのエリアが1つになったんだから、これでいきますよということを明解にお知らせ願いたい、こういうふうに思いますので、まず第1段階の私の質問を終わります。

○議長（齋藤栄一君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

○市長（柳田弘君） 小松勘一郎議員のご質問にお答えします。

「万物燃え尽きざるものはなし」誠に激励ありがとうございました。

それではお答えさせていただきます。

交通災害の共済、不慮の災害共済加入の取り扱いについてでございますが、交通災害等共済加入申し込みにつきましては、世帯ごとに家族の氏名等を記載したものを各世帯に配布し、申し込みを取りまとめていたところもあり、その対応にも違いがありました。ご承知のとおり個人情報保護法が平成17年4月1日から全面施行され、プライバシーを含む個人の権利や利益の侵害を未然に防止することが義務づけられ、個人情報の適正な取り扱いが求められております。このような状況のもと、平成17年度からの申し込みから事前に氏名等を記載した申込書の作成は取りやめになったところでございます。サービスが低下したとのご指摘もありますが、市民一人一人のプライバシーの保護も行政の大きな役割の一つでございますので、何とぞご理解を賜りたいと思います。

なお、あとで市民環境部長から補足説明させたいと思います。

次に、事故の再発防止についてでございますが、ご指摘のように由利本荘市において合併直後から事故が発生し、多くの市民の皆さんにご迷惑をおかけし、多大な損害を与えてしまったことは誠に遺憾であります。幸いにして、いずれも人的な被害がなかったことが何よりであります。関係者に対しましては、事故防止について改めて徹底するよう厳重に注意を促したところでございます。今後、事故が発生した職場はもちろんのこと、その他の職場においても業務の進め方や管理、監督のあり方等を再点検するとともに安全管理の徹底と職員の意識の向上を図り、再発防止に努めてまいります。

次に、3の由利本荘市の学校教育の理念と具現化についてでございますが、これにつきましては教育長からお答えいたします。

以上でございます。

○議長（齋藤栄一君） 伊藤教育長。

【教育長（伊藤茂君）登壇】

○教育長（伊藤茂君） おはようございます。

小松議員さんの教育委員会関係のご質問にお答えいたします。

3の由利本荘市の学校教育の理念と具現化についてであります。学校教育の目的として由利本荘市の将来像、「豊かな心と文化をはぐくむまちづくり」を受け、変化の激しい中でも生き抜いていける子供を育てるために、人間性豊かで地域の進取の気性に富むたくましい子供の育成と設定いたしました。その目標を各学校の教育指針や経営に生かすとともに、各地域や各学校の特色を生かした教育活動の推進を図り、新市学校教育理念の具現化に努めたいものと考えております。とりわけ学力向上につきましては、新市学校教育の最重点課題としてとらえ、各教科において確かな学力を育てるために指導主事の学校訪問を計画的に行うことで、各教科の基礎・基本の徹底を図り、学習指導の充実に一層努められるように各学校に対して指導、援助をし、個を生かす教育の充実に努めてまいります。

また、児童生徒の心の教育の充実に目指すため、スクールカウンセラーや心の教室相談員、子供と親の相談員とともに個に応じた支援活動を行い、教育相談活動の一層の強化に努めてまいります。

さらに、教育研究所の適応指導教室相談員と小中学校教員との連携を図るとともに、不登校等生徒指導上の諸問題への対応と解決に努めるなど、さまざまな機会を通して心豊かでたくましい児童生徒の育成に努めてまいります。

加えて、子供の読書活動の推進に関する法律に基づき、子供の読書活動を一層推進するとともに、学校図書館の整備と充実に努めてまいります。

また、情報教育の充実に目指し、ソフトウェアの整備やパソコンを活用した授業を展開するほか、ALTとのコミュニケーションを通じた小学校での英会話や中学校での英語学習等を実施し、広い心を持って国際社会で活躍できる人材の育成も図ってまいります。

幼稚園教育に関しましては、人の一生において心情、意欲、態度、基本的な生活習慣など生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であることにかんがみ、生活や遊びといった直接的、具体的な体験を通して、情緒的、知的な発達、あるいは社会性を涵養し、人間として社会の一員としてよりよく生きるための基礎を獲得できるように努めてまいります。

新市になり、行政区域が広がりましたが、学校訪問等を計画的に行い、各地域や各学校、幼稚園の実態と要望を的確に把握し、今後の施策に生かすよう努めてまいります。

なお、学校の情報等を保護者等に公開し、地域の方や保護者の情報も取り入れて学校教育を充実させていきたいと思っております。これまでの1市7町の教育理念をしっかりと受けとめ、新市の理念の具現化に努めてまいりたいと存じておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（齋藤栄一君） 松山市民環境部長。

【市民環境部長（松山祖隆君）登壇】

○市民環境部長（松山祖隆君） おはようございます。

57番小松議員さんの交通災害共済の事務の取り扱いについてお答え申し上げます。

合併協議の段階で1市7町の同じ事務を取り扱うためには、同じ事務執行しなければ

ならないというようなことで、担当者会議等においてこのような形にさせていただいたわけでございます。その理由は先ほど市長の答弁にもありましたように、個人情報条例が優先されるというような観点のもとでございます。

先ほどご指摘ありましたように、非常に不便になったなというふうなご指摘の声も承知しておりますけれども、一方、逆に何で我々の個人情報をも人の目に触れるようなことをするのかというような苦情も来ていることもご承知、ご理解いただきたいと思います。行政がやるべきこと、あるいは住民みずからやらなければならないことなど、この合併を期に今一度考え直していきたいものだと思っております。

以上、答弁に代えさせていただきます。

○議長（齋藤栄一君） 57番小松勘一郎君、再質問ありますか。57番小松勘一郎君。

○57番（小松勘一郎君） 短く申し上げたいと思います。

まず、今、市民環境部長からお話いただきましたが、やっぱり皆さんの側から見れば足並をそろえていこうと、これは事務方の一つの考え方であったと思います。しかし、それは市民を無視したとは言いませんが、やっぱり最大、市民の権利を、一人一人の権利を守るということも大事なことでないでしょうか。いわゆる権利というのは、それこそ住んでよかった、もっと住み続けたいという気持ちを持ってもらうためには、やっぱりすばらしい地域社会をつくる、そのためには弱い人たちの立場に立って物事を進めるというのは基本でないでしょうか。まずそのこと。

それから、2つ目であります。先ほどヒューマンエラーということで申し上げましたが、誰だって神でない、仏でない限り、間違いもすると思います。しかし、ヒューマンエラーというのは何だろうと思って、人間性がどうも崩壊することなのかなと思って調べてみたら、簡単に書いてありました。いわゆる人がやってしまう過ち、人が、人間がしてしまう過ち、この過ちも誤認の「誤」なんですね。過失の「過」でなくて誤認の「誤」、これもちょっとこだわって知らべてみたら、うっかりやってしまうことを誤認の「誤」、これもちょっとこだわって知らべてみたら、うっかりやってしまうことを誤認の「誤」なんですね。車を運転する人、あるいは手作業でそういう作業を進める人というのは、うっかりであったんでしょか。そこに私は大きな疑問を感じる。そして皆さんが、皆さんが口をそろえて言うことは、ご理解とご協力を願う、最後そういうことで締めくくります。これも皆さんだけに限らず国会の答弁もみんなそうであります。ご理解とご協力あって、立場が違ったり、あるいはものを考える尺度が違っていると、なかなか理解も協力もできないこともあるんですね。要するに皆さんは、皆さんの立場からものを考えるんじゃなくて、市民の立場に立ってひとつ物事を考えでいくと、私はそういうふうに思います。

そして最後に、教育のことではありますが、非常に長く説明いただきましたが、大体わかりましたけれども、私、5月4日に回ったときに、私の住んでいる地域の中学校の校門回りました。私も久々に校門というのをしげしげと見て、後ろにふっと回ってみたら、何か漢文みたいなものが書かれてあって、ふっと昔を思い出して、私の力で読みとったわけですが、いろいろなことがあります。それは申し上げます。要するに、こういうことでした。「憤せざれば啓せず」、それから「悱せずんば発せず」、いわゆるどうということなのかということ、もどかしがるほどにならないければ教えない。もどかしいというのは、なかなか理解していない、けどもどうやってこのところ聞いたらいい

いのかわからない、そういうふうにならないと教えない。ただ学校に来ればいいのではない。そういうことのように。要するに、積極的に学習しなければ教えても効果がない、こういうことだろうと思います。ちょっと機会があって、母校でもある本荘高等学校に玲瓏会という会があります。ここにもいろいろな生徒たちの成果、動きを見ましたら、非常に関心を引いたのは、何年かぶりにことしは東大に1人合格しています。それから、東北大学に7人。その中で東大に合格したのは旧本荘市、石沢地区の女の子であります。同じように難関を突破した東北大学に行った子供も石沢地区の子供。旧本荘市にはたくさんの学習塾があって、私たちの住んでいる地域から見るとうらやましいほどであります。しかし学習塾の効果があがったのか、あるいは学校のそういう効果があったのか私知りませんが、いずれにしても学力向上を狙った成果があらわれたものと思います。

以上、再質問をしたわけですがけれども、ひとつ可能な限り答えてほしいと思います。

以上です。

○議長（齋藤栄一君） 57番小松議員、3番目も質問ですか。

○57番（小松勘一郎君） 特別にコメントがなければそれで結構です。

○議長（齋藤栄一君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

○市長（柳田弘君） 小松議員の再質問にお答えしますが、やはり弱者にやさしくというのは、これは基本であります。そういう意味で、先ほどのプライバシーの問題もございしますが、それぞれのケースバイケースにおいては、やはりそうした心配りをしていかなければならないと、このように思っています。

それから、過ち、うっかり、うっかり過ちをしないように、職員、気を引き締めながら、そしてまちの中全体がみんなそのような気持ちでやっていくようになれば素晴らしいことであろうと、こういうふうには思っています。

これ、教育分野に入りますが、やはり今おっしゃるように、今、学力向上、その問題、大変強く叫ばれています。先ほど紹介された石沢中学校というのは、小規模校でございまして、今、東中学校に合併になりました。本荘ではこれまで学力向上対策費というものを設けてまして対応してきました。そしたら小学校では全県でも10ポイントも上回る成績をあげておったというような実績もございしますので、これからおそらく教育委員会もただいま小松議員のおっしゃったことを基にしながら、なお一層励むであろうと、こういう具合に思っています。

以上でございます。

○議長（齋藤栄一君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤茂君） ご指導ありがとうございました。肝に銘じて実践活動に生かしたいと思っております。

私の育ちました学校にも「十人充足の教育」というのが校是になってございます。結論的には、一人一人を大事にするということでもあります。そういう気持ちで学校教育を充実させたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（齋藤栄一君） あと3分ぐらいですが、57番小松勘一郎君、再々質問ありますか。

○57番（小松勘一郎君） ありません。これで終わります。

○議長（齋藤栄一君） 以上で57番小松勘一郎君の一般質問を終了します。

次に89番佐藤勇君の発言を許します。89番佐藤勇君。

【89番（佐藤勇君）登壇】

○89番（佐藤勇君） こんにちは。私は旧矢島町議員の佐藤勇です。本日ここにこうして登壇でき得ますのも、在任特例という制度を受け入れに、ご批判、ご叱責ありましたが、9万2,000市民皆様ご理解のたまものと、身の引き締まる思いで今日に至っております。このことは全議員皆様同じことと思っておりますので、加えさせていただきます。

このような大会議場での慣れない登壇ではありますが、通告しております3点についてご質問申し上げます。

大きい1番、市長の政治姿勢についてお伺いいたします。

本市は、面積では県内一、広さは全国でも有数と言われております。一方、サービスが届きにくいという面も予想されます。この市域、地域格差をどう是正してまいるのか。合併の理由は、行政改革により効率的な住民サービスの提供にあると思っております。自治体が自主的に、主体的に、みずからの行政が行えるよう新しい時代に的確に対応する分権型行政システムの構築に、また生まれ変わることが最大のテーマの一つだと言われております。私たち由利本荘市民は、極めて厳しい財政状況の中に、その現実に対応するため合併したというのが大義名分であります。ほかに少子高齢化社会への対応、地域の均衡ある発展に対処するため、また、増大する広域的な行政需要に対処するためなど、さまざまな観点から必然的に迫られ、合併をしたことは周知のとおりであります。改めて確認をいたすものであります。

市長は使命に燃え、接戦を制し、見事当選なされ、新市の初代市長として歴史に刻まれることであらうでしょう。輝かしいことであります。市長は市民に信頼される政治、豊かで清らかな活力に満ちあふれたまちづくり、市政の主人公は市民だというのが政治姿勢であると申しております。市長は、確かに合併に向けて大変ご苦労なされました。これは皆さんが周知していることでもあります。だから俺が市長だということではないはずでございます。これまでのいろいろな地域の声を聞きながら、新しいまちづくりはこうしていかなければならない、何が何でも俺がやるんだと燃えて市長に挑戦したものと思っております。そのように住民自治のまちを確立するとしながらも、先般の議会定例会初日において採決否決されました参与制の条例案提案などからしますと、先行き新市の将来構想に水を差すものではないかと思われるのであります。重要な人事案件であります。条例の提案そのものに疑問が残ります。市長への意見、具申や助言は助役も設定されております。諮問機関も予定されております。参与はなくとも、ほかに市長が選任するべく8名の区長も設定されております。それも公選でない役職に高額な報酬を支給するものであります。公選ならば市民の全面的な理解も得られたでしようが、市長の権限で選任する、いわば官選の長であります。今までのように首長たる気持ちで住民に接することができるのでしょうか。住民はそうなれるのでしょうか。どなたを選任するかはわかりませんが、ちまたではとかく噂が絶えないのであります。若輩の私如きが申し上げるまでもないことと存じますが、9万2,000市民のリーダーとして、その資質が証明される最も大事なステップではないでしょうか。地域自治組織の協議会会長、そして官選の区長がおります。また、議員がおったとして、総合支所長がおります。2階建て、何階建てかの

複雑な行政機構に至るのではないかと市民は懸念いたしております。市長の相談や意見の具申を求める相手の参与や区長よりも、市民の相談相手が先決ではなかったのでありましょうか。市民の関心は、区長8名分、年額経費およそ7,000万円で、市民の声を届ける議員何名分になるか、に値する、あるいはその7,000万円の自己財源でどのくらいの事業ができるだろうか、これが市民の関心であったのであります。あるのです。

また、市長は、施政方針で4月選挙戦で隅々まで回って多くの方から率直な意見や質問を受けた、これらの声を十分心に受けとめ、今後の市政に生かしていくという方針を述べられております。地域の状況を隅々まで回って把握したと申しておりますので、ぜひ聞いていただきたいことがございます。この春3月、豪雪で土砂崩れがありました。何百年来の生活圈道路が不通になっているところがございます。通行不能で、未だ仮の開通さえもめどがたっておりません。この市道は私道ではなく、市の市道であります。市の市有林、私有林に通う市の道路でもあります。また、隣のまちをつなぐ大事なバイパスでもあります。不特定多数の方が多く使用する道路でもあります。合併前であれば、いくら財政がどうこういっても、こんなことは放っておかなかつたんだな、そうだろうな、嘆いております。たぶん市長さんは、有権者の多い場所の隅々を回ってきたということでありましょう。むしろ民家の少ない静かなところで暮らしている方の方が純粹で意思のかたい方が大勢いらっしゃいます。こんな実例もあります。市長の今後の行政に取り組む姿勢をお伺いいたします。

大きい2、行政改革について申し上げます。

(1)番、指定管理者制度ですが、先に何人かの方が質問されております。何回も質問をするうちに、さらに建設的な答弁も予想されますので、私なりの質問を申し上げます。

公共の施設の管理運営主体について、公共性の確保の観点から、地方自治法の一部、地方自治体の公共施設の管理に関する制度が改正されました。平成15年6月13日、同年9月の2日、施行された制度でございます。これまで地方自治体の出資法人に委託してきました従来からの委託管理制度から、それ以外の民間事業者、株式会社、公益法人、任意団体やNPOを含む団体に管理を代行させる指定管理者制度へと制度が変わります。民間業者と官業との競争意識を促す目的もあります。公共団体に限られていた施設の管理運営について、民間を含めた幅広い団体にゆだねることができるようになったわけでございます。管理受託制限がなくなったのでございます。これによって既存の今ある第三セクターは民間との競争をいや応なく迫られることになると思います。この制度は、施行の日から3年の経過措置はありますが、既に来年、平成18年9月1日が期限であります。したがって、予算の関係もあり、4月には明確にしておく必要があります。民間の活力導入、民間業者のノウハウの活用が趣旨のようでございます。期待される効果といたしましては、住民は公共のサービスが向上すること、行政は住民ニーズへの効果的対応ができること、また一つは、公共の施設管理の効率化、組織のスリム化、経費の縮減ができること。民間事業者は公共分野での事業機会の拡大に期待が持てることなどを挙げております。

また、さまざまな段階がございます。手続き条例の制定、設置条例、選定委員の選任、公募選定、指定の議決、管理者との協定の締結と諸課題はございます。がその前に最も

大事なことがまだあります。市民の理解を得るためのパブリックコメントの実施がございます。広く意見を募集し、公開し、市民に十分理解していただくには、今現在でも遅いくらいではないかと思われま。もし指定管理者制度を取り入れなければ、直営にするのか、あるいはしてもしなくても、また職員の処遇等の数多くの問題がございます。以上の観点から、経費削減による行政改革につなげていくべきでないのか、導入の計画と時期についてお伺いいたします。

次に（２）番、庁舎設置の形態について抜本的な行政改革の観点からご質問を申し上げます。

庁舎の形態についてであります。現在の庁舎設置の形態を条件にして８つの自治体が合併をいたしました。重大条件でございます。合併協議会の決定も尊重いたしております。合併協議第15号案件の中におきましても、本庁機能を有する事務所は本荘市に置き、当分の間は建設をしないと協議いたしております。まだ合併したばかりであります。庁舎の設置形態は現在のまま将来も続けるのか、当分の間とはどのくらいの時期を指すのか、あまりにも時代、社会の流れが早く、５年、１０年と言っていられないスピードで社会情勢は切りかわります。勇断を持って明確にしてほしいと思ひます。

現在、総合支所方式でございます。これに相対する本庁舎方式、そして分庁舎方式の３つのパターンが基本的なようであります。まず、分庁方式はなじまないと思ひます。現在の形の総合支所方式は、住民にとって最も違和感がない現状維持としながらも、職員数が今と同程度必要である。合併による効果があまり期待できない。新市の一体感の醸成が伝えにくい。また、命令系統が複雑になり、迅速な対応がとれないこと等々のマイナス面があると言われております。

一方、本庁舎方式にいたしますと、業務を集中することで事務の効率化が図られ、住民に与える新市の印象が強いとされますこと。そして一つは、もし新しくつくとすればですよ、多大な建設費用がかかることも予想されます。建物は必ず新しくなくてもいいわけでございます。このまま就労の場としての一つの位置付けで続けていくのか、あるいは最も効率のよい本庁舎方式に切りかえていくのか。だとすれば基金の積み立ても生じてくると思われま。予算書には当然載ってなかったわけであります。将来的にはどう計画の中にあるのか、また、合併協議会資料に１０年間で約３００人の人件費削減、正規職員１,４９７名、臨時６２９名、これらとは関連していないのか。大変な決心で合併をいたしましたわけでございます。市長は学識経験者でもあります。合併したからには由利本荘９万２,０００市民の恒久の平和、幸せのため、学識経験者としての本音のほどをお聞かせ願ひたいと思ひます。

最後に、新市建設計画についての見通しについて質問を申し上げます。

第５章の新市まちづくり基本計画の施策７番の行財政計画は、過去の実績や現行推移等を勘案しながら作成したとしております。財源確保としては税の収納率の向上に努め、自主財源の確保に努めるとあります。就労の場がなく、年金も減額、医療費の高騰、来年の１０月、介護保険は値上げか、あるいは自己負担の拡充、所得は減り続けます。国の税制改革はとどまるところを知らず、ありとあらゆる方面に厳しくなっております。このような市民の暮らしに、いかほどの期待が持てるのでしょうか。

また、財政運営の合理化としては、事務事業の見直し、事務改善による効率化を図り、

行財政コストの抑制を図っていくとしています。各旧市・町の持ち寄りの借金、既存債務残高が平成16年度決算見込みで667億8,160万6,000円、次の17年度からは16年度決算見込対比で向こう10年間の起債残高の増加額が1年ごとに増える額でございます。これをあげてみますと、17年度が72億円、次が136、196、262、295、298、280、280、294、273億円と10年間ずっと増加の一途をたどっております。10年後の起債残高の総計が941億6,000万円です。ちなみに10年後の公債費比率を見ますと18.2%でございます。10%未満が適正です。15%を超えると危険水域、これは皆さんわかっているとおり。ということは、ことしからずっと危険水域をさまよっていかなければならない財政運営ということになるわけでございます。さらに3年間の平均値が20%を超えますと起債の発行に制限がかかります。また、経常収支比率に見ますと87.9%、理想が70から80、80%を超えると財政構造に弾力性が失われつつあると示してあります。最初から当市は88.9%、88をそのまま持続、29年まで続きます。合併にはさまざまな財政措置がございます。大きくは3つぐらいに分けられますが、普通地方交付税、これは合併算定替え、合併補正、これは該当になります。特別交付税による措置は、県支援合わせて4つ、これも該当になります。きのうですか、何十億円と言いました。それから、3つ目の方が特例債による措置、これが合併の一番おいしい部分でございます。合併後10年間は特例債事業を事業経費に充当できるわけで、これが事業費の95%事業費として元利償還金が70%弱、66.5%が地方交付税に算入してもらえる仕組みでございます。しかしながら3分の1の33.5%が自分で持たなければなりません。簡単に使っていいということにはならない、後年度の負担が増えるということになります。市民の間では、こんなに借金を抱えて特例債を使えるのかと危ぶんでいる方も大勢おります。これまで郡市合同議員大会第40回まで決議された未解決問題等も含めまして過疎債の時限切れ、特例債を使用中の5年、使い終えた10年後の財政運営はどうか、市長のおっしゃる住んでよかった、住んでみたいまちの自信のほどのお伺いいたします。

以上3点、私の質問といたします。

○議長（齋藤栄一君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

○市長（柳田弘君） 佐藤勇議員のご質問にお答えします。

初めに、市長の政治姿勢についてのご質問であります。これにつきましては前にも申し上げておりますが、重複する点もあるかと思えます。

本市が将来にわたって発展を続けるためには、8つの地域が融合するとともに市民のまちづくりへの主体的参加と行政との適正な役割分担に基づく住民自治のまちの確立が重要であります。また、新しいまちづくりを進めるにあたっては、想像もしなかった幾多の問題が生じる可能性もありますし、合併による住民の不安や地域格差を解消する上でも、スタート時期をどのように円滑に乗り切ることができるかが大きな課題であります。そのようなことから地域自治区については、合併協議会での慎重な協議を重ねながら設置を決定したものであり、同様に区長についても合併直後の住民の不安解消と地域自治区の適正な事務処理、あるいは地域自治区間の調整を行っていくためには、一定期間の設置が必要との見解から決定に至ったものであります。

市政運営にあたっては、一層の行財政改革に努めながら新市まちづくり計画の具現化

のために全力を傾注してまいります、合併による激変緩和を図りながら、地域の一体感を高めるためには、私への適切な助言と意見具申を行う区長の存在は大きい力となりますので、ご理解賜りたいと思います。

次に、指定管理者制度についてであります。

指定管理者制度につきましては、14日の村上亨議員、そして佐々木勝二議員にもお答えしたとおりでございますが、いずれにいたしましても指定管理者制度が住民の利便性につながる大切であるとともに、管理者を公募することが経費削減につながるのか、また有効な管理につながるか十分検討し、方向性を見出してまいりたいと存じますので、今しばらく時間をいただきたい、このように思います。

次に（２）の庁舎の設置方式についてお答えします。

新市では合併による広範な地域どこでもサービスに差がないようにするとともに、今までの窓口サービスが概ねそのまま受けられるようにする目的で総合支所方式を採用してまいりました。また、佐藤議員が懸念されております命令系統の複雑化による決裁の遅れ等につきましても、昨日、高橋和子議員にもお答えしましたように、総合支所で決裁を行えるシステムとしております。

この総合支所方式をいつまで続けるかのご質問であります、明確に期限を定めることは現時点では難しいわけではあります、高性能電算システムの構築により、現在の窓口サービスを維持しながら省力化は可能となってまいりますし、情報ネットワークの構築で住民サービスの低下にならない方法での支所機能の見直しも可能と思われ、これらの協議をもとにしまして、日々の事務事業を検証しながら、行政改革の推進に努めてまいりたいと存じますので、よろしくお願いたします。

次に、新市の建設計画見通しについてであります、合併特例債と既存の起債残高と累計債務負担が増大についてであります。一般会計本予算では、平成17年度末の市債残高見込みは732億6,700万円ほどであります、平成26年度までの10年間に順次整備を行う新市建設計画の実施に伴い市債残高は徐々に増加し、ピークを迎える平成22年度には966億円になるものと見込まれ、その後は緩やかに減少するものと予想しております。

ご質問のとおり本市における財政状況は、非常に厳しい状況ではあります、今後、中・長期の収支の見通しも考え合わせて新市建設計画の各事業のローリング作業に取り組むとともに、まちづくり計画に盛り込まれた各種事業の実現に向けて財源の調整を図ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（齋藤栄一君） 89番佐藤勇君、再質問ありませんか。89番佐藤勇君。

○89番（佐藤勇君） それでは再質問を申し上げます。

1番の政治姿勢については、私は原稿なしの迫力ある答弁がほしかったと思います。私は胸を張って前を向いてお話される市長が大好きです。どうぞ若輩の言葉と一掃しないで、必ずや市民が住んでみたい、住んでよかったと思えるまちづくりの礎を築いていくべきであります。築いていきましょう。

2番については、先ほどから、2日前、3日前からお話、答弁を聞いております、まだ内部で論じていない、そして素案ができているという答弁、あるいは総合的に判断するという答弁でありました。6日に通告書を提出、約2週間、全国各地で論じて実施

に踏み切っているところもございます。また、県でも6月10日付けの新聞で63の施設を民間委託にする方針を打ち出しております。この件に対しての対応が緩慢ではないのか、あるのか、その点。

それから行政に積極的に働きかけている企業もあるということですが、ここではそのような例がないのか。社会資本もある程度整い、仕事が少なくなってきた現在、業者は事業機会拡大のチャンスでもあると思います。行政も住民サイドに立って、その育成に努めるべきではないのか。

直営堅持と委託施設の社会福祉法人等指定に向け取り組みを強めるか、着膨れの行政をすっきりスリムに民間に託すのが市民のためか早急に結論を出すべきであります。早急に出すか出さないかの点について伺いたいと思います。

3番は県の予算規模においても5年先はもっとシビアだ、行政サービスを落とさずにやっていけるかいけないかというところまでできていると県では言っております。その点について、本市に置きかえた場合、どういうふうな考え方をしているのかお伺いしたいと思います。

1番は激励です。

○議長（齋藤栄一君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

○市長（柳田弘君） 佐藤議員の再質問にお答えします。

1番は激励ということであります。ありがとうございます。激励ということで、これはありがたく頂戴いたします。

2番の行政改革であります。行政改革については、これは今誕生して2カ月になりました。皆様方から大変なご意見、ご質問いただきました。そうしたことを踏まえて、行政改革は果敢に実行してまいりたい、このように思います。

3点目の施設の指定管理者制度の問題であります。急いで事を仕損じることがあります。何でもかんでもやみくもに早くやればよいというものではありません。ですから、私たちは今懸命に、そうしたことに対して研究しているところでありますので、何分よろしくご理解ください。

以上でございます。

○議長（齋藤栄一君） 89番佐藤勇君、再々質問ありませんか。89番佐藤勇君。

○89番（佐藤勇君） 1つだけ伺います。

指定管理者制度についてですが、期限があるわけがございます。その期限に対しての反応はどのようなのでしょうか。

○議長（齋藤栄一君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

○市長（柳田弘君） 再々質問にお答えします。

期限ございますので、今、担当としてみんなが力を合わせながら総力をあげているところでございますので、期限切れということを心配なさっているでしょうけれども、そういうことないように頑張ってまいります。

以上でございます。

○議長（齋藤栄一君） 以上で89番佐藤勇君の一般質問を終了します。

次に76番長沼久利君の発言を許します。76番長沼久利君。

【76番（長沼久利君）登壇】

○76番（長沼久利君） 76番長沼久利です。通告書を出したのが6月3日でありまして、4日目ということで非常に質問内容も古くなってきている感じがしますが、まずはお付き合いをいただきたいと思います。

通告書によりまして、この3点について質問をいたします。

行財政の効率化と新地方行政改革について伺います。

人と自然が共生する躍動のまちを目指した由利本荘市が新たなスタートをして早3カ月になろうとしています。極めて順調な足取りの中で、いよいよ県南西部の中核市としての将来像に形にしていかなければならない大切なスタートのときを迎えております。新市の姿は、まちづくりの基本計画の7本のスタンスによって実行していくということになっております。私が申すまでもなく7本の柱は、住民自治、そしてにぎわいのあるまち、健康福祉、云々とありますが、最後の7番目の行財政改革による健全なまちをということで基本方針の中にうたわれております。行財政改革については、合併を推進するための危機的財政状況の中での必須の課題でもありました。合併協のリーフレットを見ましても、新市における節減効果、人件費が200億円、10年間で200億円との数字を見てもおわかりのように、財政規模、年間、一般会計500億円の総予算の数字から参酌しましても、財政計画の重要な位置をしめていることは私が申すまでもありません。市民ニーズに的確に対応した新市のまちづくりを実現するために、常に変化を続ける社会情勢の動向に対応しながら行政需要の把握に努め、各分野、施策、事業を総合的に推進する必要があります。また、市民への情報提供、職員の意識改革、電子自治体の導入などを早急に進め、行政サービスの向上や行政組織、事務事業の行政運営にあたらなければなりません。また、自主財源の確保と限られた財源の計画的な、効率的な配分をもって、これまた財政運営を図っていかなければなりません。まずは現段階での合併によるコスト削減額と効果、すなわち人件費を含めた経費節減の実行性について伺いたいと思います。また、財政健全化への誘導策について、どのように考えているかも伺います。

先ごろ総務省は、ことし3月29日に少子高齢化を目前にした国・地方を通じた行政のむだ排除、そしてスリム化を目指した地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針を策定いたしました。この策定の根底には、今年度予算編成の過程で財務省と総務省の地方交付税をめぐるあつれきがあったわけでありまして、財務省は地方財政計画の中に7兆円から8兆円の過大計上があったとして指摘したのに対し、総務省はむだ使いはしていないという反論をしているところでもありました。給与関係の経費、実態に疑念が残ったことは疑う余地がないわけでありまして。そういう過程の中で、少子高齢化による社会保障費の増大など避けられないとの考えをもとに、徹底したむだの排除が求められたのでありました。さらにそして地方自治体に通知したのであります。これは地方自治法に基づいて総務省が行った技術的助言であって、必ずしも実行しなければならないということではないわけでありまして、新指針は自治体に対して、今年度中の集中改革プランの公表を求めるとともに毎年度、進捗状況のフォローアップを実施、公表することを明らかにしております。集中改革プランは、今年度から平成21年度ぐらまでの行財政改革の取り組みを市民にわかりやすく明示する計画であります。その内容は、事務事業の再編整理、そして民間委託の推進、職員の定員管理の適正化、手当の総点検を初めとする給与の適正化、そして第三セクターの見直し、経費削減などの財政

効果など、可能な限り目標を数値化して、具体的でわかりやすく住民に提示することを求めています。中でも定員管理の適正については、平成22年4月1日時点での明確な数値目標を掲げることとしています。定員管理と並んで新指針の柱であります給与の適正化は、退職時の特別昇給の廃止や、「わたり」いわゆる実際の職務より上位のクラスの給与を支給する慣行の是正、そして特殊勤務手当などの諸手当の総点検、地域民間給与の状況に的確な反映を助言しているわけでありましたが、新市におきましても新年度、行政改革推進本部を立ち上げての行政運営に対する思いが伝わっているわけでありましたが、このタイムリーとも言うべき集中改革プランへのアクションプランニングの作成をどのように考えているか、お伺いするものであります。

2番目の高度情報通信基盤整備事業についてであります。この質問に対しましても同僚議員がたくさん質問いたしております。新市には行政エリア、県土の1割を占める地域ということは私が申すまでもありません。広範囲ゆえの効率的な情報発信や住民の情報共有化は重要課題であると考えます。通信ネットの世界は、とても魅力に富んで、そして進歩の著しい世界でもあります。大量の情報を効率よく伝えるために、数々のテクニックが考案されています。世界中の携帯電話がはんらんし、大陸間の海底から通信回線に至るまで光ファイバーが設置され、光のパルス信号が膨大な情報を乗せて高速で光ファイバーケーブルを突っ走っているというのが現状であります。はるか上空では多数の通信衛星が地球を回り、そして回転し、宇宙通信を行っています。

このように電話を端を発した、そして数々の開発された技術は、私たちの身近な手となって、足となって、さらに利便性を高めているところでもあります。こういう状況の中で広範な新市発足においては、なくてはならない通信ネットワークであります。市長も当選当時から地域間の情報格差を生じないようにするため、総合情報ネットワークなどの通信網などの充実を頻りに話されております。ご存じのとおり旧大内町ケーブルテレビの各テレビを、または旧由利町、矢島町、鳥海町を光ファイバー網で整備しているわけでありましたが、新市計画におきましては、事業費144億円を投じてのイントラネット基盤整備事業とケーブルテレビ新時代市域ケーブルテレビ整備事業を進めるとしたことを発表しています。情報の多様化と増大に伴う情報化に対応する通信基盤整備の地域間の格差の解消は、生活の利便性はもちろん、地場産業の活性化にも不可欠であります。ケーブルテレビは光ファイバー網を整備して、補助事業を活用しながら旧市・町に整備をどのような形で、準備で行っていくのか、年次計画を伺うものであります。あわせて先の質問でもあったわけでありましたが、複合的に整備することが有効であると考えますが、いかがか伺うものであります。整備にあたっては電波法や有線電気通信法の融合整備は困難との答弁がありましたが、割愛しますが、高齢者のパソコンを利用する人と活用できない人、また、加入できない人、いわゆる低所得者との間の、これまた本当のデジタルディバイド、情報格差が進行すると考えるわけでありましたが、その対応をどうとらえているかお伺いをいたしたいと思っております。

最後に、地域協議会委員について伺います。

通告書を出して2週間になりまして、ことは進展して、今、人選の段階、または発表の段階というようなことも伺っておりますが、大事な住民自治のスタートの瞬間でもあるわけでありまして、あきらめないで質問をいたします。

新市の発足に伴い、広域化する行政に対し、不安の解消や施設全般に対してきめ細かい住民の意見を反映していくために、旧市町ごとに地域自治区の設置を条例化しています。今回の条例改正でも報酬が提案されたわけではありますが、設置、いわゆる区長の設置については、いわゆる市長の諮問機関的役割を負うものであります。その設置につきましては、合併町村の例を見るまでもなく、一方的な行政の報告であったり、形骸化する協議会のあり方が大変心配されているわけではありますが、地域協議会の本来の姿を衰退させないためにも地域の特性を知る人間に判断をゆだねた方が合理的と考えます。そのためにも住民サービスに関する予算の執行など、地域協議会にある程度の自治権を与えるべきと考えますが、市長の考えを伺います。

また、選任方法についても遅きに失したという感じがします。しかし、新潟の上越市をインターネットで調べてみましたら、編入合併とは言いながらも公募制でその人選にあたっているということでありました。何かそれで電話をいたしまして、何かエンジンやら揚げやらぶら下げたのですかというような問い合わせをしましたら、地域がいろんな形でみずからのことはみずからの地域を守っていきたいというようなことで、電話の奥でまずはしてやったりというような担当職員の話が自分自身に伝わってきたわけがあります。非常に行政の役割は住民自治、または協働のまちづくりというようなことで言葉では言いあらわしておりますけれども、いかに商品を、そして食らいつくようなものを市民に提供するかということが大きな役目ではないかと思えます。まずは遅きに失したという感じもしますけれども、ぜひ再考を願うものであります。市長は市民に対して、そのモチベーションを高めるべき役割を果たしていかなければならない人ではないかというようなことを思います。再考を期待しながら、この公募制についても前向きな検討をお願いしながら質問を閉じたいと思います。ありがとうございました。

○議長（齋藤栄一君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

○市長（柳田弘君） 長沼議員のご質問にお答えします。

1番の行財政の効率化と新地方行政改革についてでございますが、最初に合併によるコスト削減であります。合併後10年間で人件費200億2,000万円の削減が可能であると推計を示しております。これは10年間における定年退職職員と新規採用職員の見通しにより推計したものであります。

財政運営上は、実質、合併初年度となる平成17年度の予算においては、市の新たな負担となる旧7町の生活保護費や消防団員及び消防職員被服の購入費、電算システム導入費などの合併に伴い生じた一時的な財政需要額が合併によるコスト削減を上回っている状況であります。

こうしたことから、合併による経費削減効果を実効あるものとするため、また、合併後の市財政健全化のために事務事業の再編、民間委託等々の推進、定員管理及び給与の適正化、経費節減等の財政効果などについて、市の財政改革大綱を策定し、また、17年度から21年度までの大綱に基づく集中改革プランをあわせて策定し、本年度中に公表したいと考えています。

なお、給与の適正化についてであります。職員の退職時特別昇給については、これは村上亨議員にもお答えしましたが、他の自治体の動向も見極めながら、必要に応じて

見直してまいります。

また、昇格にあたっては、規則に基づき職務、職階に応じた級に決定しており、特殊勤務手当については、これも村上議員にお答えしたとおり、概ね国・県に準じた支給内容となっております。

次に、高度情報通信基盤事業についてであります。これまでもたくさんの方々からご質問いただいております。それで、高度情報通信基盤の整備については、新市の一体感を早く高めるためには、この高度情報通信基盤の整備をしなければならないということでもあります。

しかしながら莫大な経費を要することから、さまざまな角度から研究をし、成果がある事業として推進してまいりたいと、このように思います。

なお、この件について、あとで担当部長から補足させます。

次に、地域協議会についてであります。地域協議会への予算と自治権付与の考え方についてですが、合併協議会においてさまざまな検討、議論を重ねた結果、一体的な市政運営を目指す観点から、法人格を持たない地域自治区と地域協議会を設置することで合意をいただき、条例を制定しておりますので、予算編成、執行及び自治権等は有しないことをご理解いただきたいと思います。

また、地域協議会委員の公募制についてでございますが、これも先にお答えしてありますが、この条例上、委員は町内会を代表する者、また、公共団体等を代表する者、学識経験を有する者と規定してあります。その選考につきましては、きめ細かな意見の集約などに考慮し、初選任の今回にあたっては、あえて公募制によらず、女性の積極的な登用も含め、各地域の事情に精通された方々を選任すべく作業を進めたところであります。今申し上げましたように、最初はなかなか公募というのは非常にその言葉の響きはよいのですが、最初でありますので、ただいま申し上げたようなことでやっていきたい、こういう思いでありますので、ひとつご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤栄一君） 猿田企画調整部長。

【企画調整部長（猿田正好君）登壇】

○企画調整部長（猿田正好君） 2の高度情報通信基盤整備事業のその事業内容につきまして、ご説明を申し上げます。

事業の計画についてでございますが、昨日、伊藤順男議員にもお答えいたしました。今年度はデジタル化対応のための整備と地域イントラネット事業による各総合支所間のCATV用の光ケーブルを整備する計画であり、来年度からは住民アンケートの実施や地域の実情を勘案しながらサービスエリアの拡大を計画する予定であります。

計画のシステムは、幹線に光ファイバーケーブルを使用し、一般加入者への分岐線、引き込み線は、現在、同軸ケーブルと想定しており、将来的なオール光ケーブル、光ファイバーケーブル方式にも対応できるシステムであります。現在、すべて光ケーブルで整備する場合には、宅内の光変換装置が必要になることもあり、約1.4倍のコストがかかるため、整備費の抑制と加入者負担の軽減を図るためにそのようにいたしましたものでございます。

また、既存の光ファイバー網につきましては、総務省と協議をし、使用可能な部分が

あればCATVの幹線として有効利用を図ってまいりたいと存じます。

なお、情報格差につきましては、家庭のテレビを利用した情報提供のため、扱いやすく、また、独居老人世帯や生活困窮世帯などへの利用料金の免除等も条例措置しており、情報格差は生じないものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（齋藤栄一君） 76番長沼久利君、再質問ありますか。76番長沼久利君。

○76番（長沼久利君） 情報通信網の整備というのは、なかなか秒進分歩というような形の中で技術革新が著しいわけでありまして、22年度を目標年度としているわけでありまして、やはりこれは早めてでも達成するべき事業ではないかなというようなことを私思います。その辺の観点から、前倒ししてでもやる気持ちはあるのか、その辺のところを伺いたいと思います。

また、地域審議会につきましては、いろんな形で今、答弁をいただきました。いろいろな自治権という権利はないんだというようなことでありましたが、昨日来、区長の権限が話されております。職員の管理とか、そういう言葉のニュアンスの中で私は受けとめております。このイメージは、まちづくりのこの自治組織のイメージを見ましても、地域審議会と自治区というのはまったく対等の立場にあるわけでありまして、そういうことを考えた場合に、やはり職員の監視とかそういうものが一つの権利に値するのではないかなというようなことを危惧しております。協議会と審議会、そして自治区の役割というのは対等な立場で行うべきではないかなというような観点から、その区長の権限、どのような考えで行うのか、再度質問をして再質問を終わります。

○議長（齋藤栄一君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

○市長（柳田弘君） 長沼議員の再質問にお答えしますが、高度情報化の問題ですが、おっしゃるとおり先ほど申し上げましたように、できるだけ早くやりたい。しかしながらさまざまな今の状況を見ますと、さまざまなやり方などもございます。だけれども、全国殺到しているようでございますので、遅くなると予算の配分がないなんていうこともあり得るので、そういう意味で早急にですね、何がベターなのかということをよく見極めながら早急に対処してまいりたいというように思います。

それから、地域審議会のことにつきまして、これ申し上げたとおりであります。行革の方でさまざま論議された内容でございますので、行革本部事務局長の方からその辺のことも説明いたします。

○議長（齋藤栄一君） 佐々木行政改革推進本部事務局長。

○行政改革推進本部事務局長（佐々木均君） 長沼議員の地域協議会についてのご質問でございますけれども、先ほど市長が答弁しましたとおりでございますが、地域のいろいろな要望、そして計画につきまして、どのように進行していくのかということや地域協議会としていろいろと見、そしてそれについていろいろとアドバイスを、それから市長からの諮問に対して答申をする、みずから意見を出す、具申するというような組織でございます。これからの地域それぞれのコミュニティの中心になるものというふうを考えておりますので、この地域協議会の重要性、それから今後の新市の発展、そして地域の一体化、そして地域の醸成ということを考えますと、この地域協議会というのは非常に大切な組織である。そして先ほど言いましたように、市長が申し上げましたように、その組織についての権能というのは、先ほど私が申し述べたようなものでございま

す。そして、選任方法につきましては、先ほど市長が答弁したとおりでございますので、割愛したいと思います。

以上です。

○議長（齋藤栄一君） 76番長沼久利君、再々質問はありませんか。

○76番（長沼久利君） ありません。

○議長（齋藤栄一君） 以上で76番長沼久利君の一般質問は終了しました。

次に111番梶原直君の発言を許します。111番梶原直君。

【111番（梶原直君）登壇】

○111番（梶原直君） 111番の梶原直でございます。一般質問の最終日ということで、市長さん初め職員の方々、大変お疲れのことでございますので、また、お昼も間近となってまいりましたので、簡素に質問申します。

通告により、3点質問させていただきます。

1点目、市民に対する職員の対応についてお伺いいたします。

行政サービスの一環として職員が住民に対し、きっちりとしたあいさつができるよう指導していただきたい。どのような方策が考えられるものか。市民に対する行政サービスは、何といたっても職員の住民に対するあいさつが第一と考えられます。あいさつは社会人の基本と言われております。そこで職員のあいさつが住民に対し、きちっとした対応をしているのかしていないのか、市長はどのように見ているのかお尋ねいたします。例えば窓口に来て、何か一つ忘れて用が足せなかったときなど、職員から「せっかく来ていただいたのに申し訳ございません」。本当は自分で忘れてきたのですから、申し訳なくはないのでありますが、「また日を改めて来てください、ご苦労かけました、気をつけて」などの言葉があればすがすがしい気分帰り、きょうのむだが消えさるのではないかと考えられます。市関連の場所すべて、イベント会場などで地域住民に対し、その日初めて会ったとき、一度でいいから頭を下げる、これは簡単なことであります。これこそ市民を明るく勇気づけ、活性化させ、コミュニケーションを得て市民参加型の行政、市政になると確信いたしております。これまで地域の方々、また、きょうおいでの傍聴者の皆様も職員の対応の悪さに不愉快な思いをしたことがあると思います。今は企業、各種事業主、その他さまざまところで朝の朝礼は常識であります。なぜ市民の模範的立場にある職員にはやる気がなく、やらないのかわかりません。市長、いかがでしょうか。ここで市長さん、市民、住民あつての今の私たちの地位、職業があるということ認識していただくために、正職員はもちろん、臨時職員、パート、季節アルバイト、すべての職員に会社では社訓があるように、市でも最も効果のある市訓なるものをつくり、ある程度あいさつができるようになるまで、1週間に1度ぐらい、その職場職場で声を出して読む、このことが大切と思いますが、市長の考えをお伺いいたします。ほとんどの職員はちゃんとやっております。少数の職員の、またはパートを含むだけができてないようであります。そのおかげで住民から生意気だとか、頭が高いとか、誰のおかげで勤めてると思っているのかと苦情があるのです。市長さんのように、前からいつも明るく笑顔で市民にあいさつ、対応する、どこに行っても、遠くの人たちまでにごやかにあいさつをする、これが市長戦何期も勝ち抜いた大きな要因の1つになっていること間違いありません。頭を下げて損することはない。私も見習わなければならな

いと思っています。職員の方々もできておると思います。今この議場におられます幹部職員の皆様は、知識、認識、見識、教養、マナー、すべての持ち主であり、特に優れた対応、あいさつができておると思います。市長が答弁の際、手を挙げて返事をし、礼をして答える、それを見ているせいか、幹部職員も手を挙げ、返事をし、役職名を名乗り、礼をして述べておられます。大変いい傾向であると私は見ております。市長がすばらしい、幹部がすばらしい、なのに末端まで届かない。これをどのようにして行政サービスの一環として解決していくのか。厳しい態度で臨み、明るく活気あるまちづくりに市長、管理職の皆さんで徹底した指導を望むものであります。市長の考えをお聞きいたします。

次に2点目、入札制度の改革についてお伺いします。

入札と言えば談合、癒着、首長がかわるたびにある業者の仕事の量が減ったり増えたり、談合は業者間で助け合うものですから、私はそんなに悪いこととは思いたくはないのですが、市民から見るとはマイナスになるのであります。今の予算から見ますと、もし談合が激しければ、億単位の金が市民から遠のくと予想されます。談合、癒着は法的に禁じられております。日本は法治国家でありますから、公的立場にある市としては避けなければなりません。そのためには透明性のある入札制度に向けた改革の取り組みが必要であると考えます。昨日、市長さんは一般競争入札は検討するとしておりましたが、今までのよい入札制度があれば残しつつも、企業間で接触しづらい電子入札、参加企業を増やす一般競争入札の拡大など、対策を強化すべきと思いますが、市長のご見解をお伺いいたします。

次に、等級別建設工事発注標準額をお聞きいたします。試案があると思いますので。

Aランクは何千万以上か、Bランクはいくら未満か、Cランクはいくら未満か、格付け外はいくら未満か。また、舗装工事、水道施設工事のランク別はいくら以上か。

Aランクは標準価格以下の工事はできないという認識をしてよろしいのでしょうか。

また、市長、助役、総務部長、部長、課長の決済額はいくらまでか。

また、議会の議決が必要な額はいくらからか、お答え願いたいと思います。

次に、随意契約は昨年まで旧市・町により異なり、ほんの少ししか出していないまちから、我がまちのように42件もの大量に出しているところもあります。随契はあまり好まれた制度ではないので、入札制度にすべきと思いますが、いかがでしょうか。

また、保守点検委託契約などの入札はどうなっているのか、お尋ねいたします。

地元企業育成、雇用の面からも、総合支所においても1,000万円くらいまでの入札があってもよいと考えられるが、そのことについてどのように考えているのかお答え願いたいと思います。

入札に対し、旧市・町の工事の場合、地元業者だけでなく、旧市・町の業者も参加するのかしないのか。

また、地元中小零細事業者への対応はどのようになっていくのか、あわせてご答弁願いたいと思います。

3点目、本庁と各総合支所の連携についてお伺いいたします。この事はもっと長く聞きたかったんだけど、ちょっと詰めて質問いたします。

現在、スムーズな連携になっておると考えられるか、この1点をお聞きしたいと思います。また、本庁の一方的な連絡、押しつけで、県庁のミニ化的存在になっておらない

か。今後もなるおそれはないのか聞きたいと思います。

合併前は支所重視と言っておりましたが、今もその考えに変わりはないのかお伺いたします。

本庁と支所間で書類、文書の書き方がまちまちのようですが、県庁方式、一般方式、独自方式。旧本荘は本荘方式のようでございますが、本庁に県庁方式で提出した文書は返されたという話も出てきております。これは早く統一すべきと思いますが、いかがでしょうか。これは事務的なことですので、総務部長にお聞きいたします。

以上、合わせてご答弁願いまして私の一般質問を終わります。

○議長（齋藤栄一君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

○市長（柳田弘君） 梶原議員のご質問にお答えします。

まずは幹部職員を誉めていただき、ありがとうございました。

市民に対する職員の対応、おっしゃるとおりであります。私たちは市民あつての市の職員であります。そういう意味では、常に市民に対して親切に対応するように申し上げてあります。これまで旧本荘市において4万5,000人の市民がおりました。市役所に来る方々が、それぞれの問題を持ってまいります。だけれども、どんな難しい問題でも市民であるのだということよく話を聞き、そして対応しなさいと申し上げました。人によっては1時間、あるいは2時間もねばる方がおりました。最後になって、ありがとうございました、費用対効果の問題からすれば、はたしてどうかとは思いますが、そのような親切な心を持って対応しております。職員には、そのようにこれまで教育したとおりであります。ただいまおっしゃるようなことがもしあった場合に、私はやはり直していかなきゃならない、市の職員がまず、隣の議員の先生に、朝、おはようございますと言えるかどうか、隣だからあいさつしない、そんなことではない。まず隣の方に一番最初、顔を合わせたらおはようございます、そう言えるような方でないと、全国どこへ行っても本荘のPRはできないと私は申し上げておったんですが、これからの由利本荘市の市役所の職員は、幹部を誉めていただきましたけれども、職員もおそらく頑張ることだろうと、このように思います。

ということで1番の市民に対する職員の対応についてお答えさせていただきます。

次に入札制度でございますが、きのう、高橋和子議員の方からも質問ございました。やっぱり何といっても今この入札ということが、もうガラス張りの入札、透明性、これが大変大事であります。ただ、地域的なことがまだ今合併したばかりで、今まではこうだった、いや、もうガラス張りだよ、もう地域性もなくしてもいいんじゃないかという話もあるんだけど、だけれどもそれはどうするという問題もございますので、今そこを調整しているところであります。これについては、担当の部長から説明をさせていただきます。

次に、本庁と各支所との連携についてでございますが、総合支所の方から言えば本庁から連絡が来なかった、それから本庁からいけば、総合支所からあがってこなかった、お互いに線を結ぼうとしないところがひょっとするとあるかもしれません。お互いがそれをカバーし合って、初めての行政の組織が生きるのとあります。そういう意味でこれから、まだ至らない点があるかと思いますが、十分留意をしながらやってまいります。

これについては総務部長がお答えいたします。

以上であります。

○議長（齋藤栄一君） 佐々木建設部長。

【建設部長（佐々木孝一君）登壇】

○建設部長（佐々木孝一君） 入札制度の改革についてお答え申し上げます。

国では公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律にのっとりさまざまな入札制度改革案が示されております。

由利本荘市でも入札・契約制度のより一層の透明性と競争性を確保するために、関係部署からなる研究会を発足させております。一般競争入札の導入など、よりよい制度を確立してまいりたいと考えております。

また、県内一広い面積を誇る市でありますので、当面は業者の皆さんが入札のために来庁する必要がない郵便入札制度の導入の検討や、将来的には県が平成19年に本運用しようとしている電子入札の導入を諮る必要があると考えております。

また、格付け以外の小規模業者においては、公募・登録制度などの導入をいたしまして、受注機会の拡大に配慮してまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても地元でできることは地元ということを念頭におきながら、可能な限り発注機会を増やして、地元業者育成に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解願います。

その他、質問ございましたけれども、私、通告を受けておりませんでしたので、わかる範囲でこの場で説明します。残った分は、あとで別の機会で説明したいと思っております。

格付け業者A・B・Cで由利本荘市では決めてありますけれども、該当する金額、要するに請負える金額の上限がございます。A業者については3,500万円以上、これを一般的に指名対象にしております。B業者については1,000万円以上3,500万円未満、C業者については1,000万円未満。一応これは指名基準であって、現場の難易度、あるいは早急に復旧しなければならないような現場においては、これにこだわらず対応する場合があります。業者間においても機動力というか、そういう施工能力とか地域間の地理的要件等が大分左右される現場がございますので、臨機応変な対応も考えております。

それと、総合支所でできる決裁、できる範囲ということで1,000万円未満ということを基準にしておりますけれども、これについては不都合なことがあれば、弾力運用するという、そういう考えでおりますので、総合支所とこれからつめていきたいと思っております。

○議長（齋藤栄一君） 佐々木総務部長。

【総務部長（佐々木永吉君）登壇】

○総務部長（佐々木永吉君） 梶原議員の3番、本庁と各総合支所の連携についてにお答えをします。

本庁と総合支所の事務事業につきましては、由利本荘市組織規則及び由利本荘市役所総合支所設置条例施行規則に規定されております事務分掌に基づきまして業務を遂行いたしております。

合併の当初は、事務分担、あるいは事務決裁等で多少戸惑いや停滞した部分も見受けられたのでありますが、現在は大きな混乱もなく、順調に事務が執行されております。本庁と総合支所間の文書などの発送及び收受につきましても1日1往復の巡回便、私ど

もはメール便と申しておりますが、巡回便を設置し、事務の迅速化を図っているところでございます。

また、総合支所長・部長会議などをその都度開催をし、事業計画の調整や各種の課題などを協議する場を設け、市全体の連携にも努めているところでございます。

今後も相互の連絡会議を開催いたしますとともに、総合支所間の意見交換の場を設けるなど、新市全体の事務事業の調整を行いながら住民サービスの向上が一層図られますよう、相互連携に努めてまいりたいと考えております。

それから、文書の統一化というふうなこともございましたが、現在、文書はすべて統一した様式でもって製作をしているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（齋藤栄一君） 111番梶原直君、再質問ありませんか。111番梶原直君。

○111番（梶原直君） 2番目の入札制度の改革でありますけれども、Aランクが標準価格以下の工事はできないのかできるのか、できないと認識してよろしいでしょうかということも質問しておりますので、ご答弁をお願いします。

随契におかれましても入札制度にすべきじゃないかということも言っております。

保守点検委託契約の入札などのこともあります。

それと、入札に対して旧市・町の仕事によその旧市・町の業者を参加して入札を行えるのかどうか、これをお聞きしたいと思います。

○議長（齋藤栄一君） 111番梶原議員、ただいまのランクの件は通告になかったということで、特別に今答弁をしていただいたと。それもまた記憶の範囲内で答弁したということでもありますので、再質問は難しいと思います。再質問は、要するに通告で答弁した中を再質問、再々質問は、再質問の中の再々質問ということになりますので、分けてきちんとお願いしたいと思います。

佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木孝一君） 再質問にお答えします。

Aランクの場合、3,500万円以上とありますけれども、これは基準であって、要するにその下もすべて可能だという、そういうとらえ方してもらえればよいです。要するにBは3,500万円未満までと、そういう意味です。3,500万円未満、1,000万円以上でBの場合答えましたけれども、それを基準にしているだけであって、その下のこともできると、そういう解釈でございます。

○議長（齋藤栄一君） 私が今言ったのは、要するにランクの関係で答弁したのは、通告になかったからということに答弁しなくてもいいということをお願いしたのです。ランク付けと関係なく、入札ということについては通告してありますが、その関係で再質問しているんですか。もう一度お願いします。111番梶原議員。

○111番（梶原直君） まずそのBがAになってみたり、CがBになってみたりということも可能なかどうか。ランク付けの事は除いて、入札に対して、例えば鳥海で入札が、工事をやるときに矢島とか大内とか本荘とかの業者がいっぱい来て入札に参加するのかどうかと、そこをお願いします。

○議長（齋藤栄一君） その点については答弁していただきます。あとのランクの方は、

ちょっとあとでまた機会がありましたら答弁するということですので。

○111番（梶原直君） はい、わかりました。

○議長（齋藤栄一君） 佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木孝一君） お答えします。

きのう高橋議員にも市長がお答えしましたけれども、急激な今までのやり方との変化を避けるという答弁をしております。それで、各合併前の町によって、いろいろ業者の指名のやり方違っております。それで、本来であればAの仕事であればA適用業者、すべてそういう形をとるのが理想です。ですけれども、先ほどお答えしたとおり、地域性を配慮した今までの制度を当分の間採用していきたいと思っております。

○議長（齋藤栄一君） 111番梶原直君、再々質問ありますか。

○111番（梶原直君） ありません。

○議長（齋藤栄一君） 以上で111番梶原直君の一般質問を終了しました。

この際、午後1時まで昼食のために休憩します。

午後 0時08分 休 憩

午後 1時05分 再 開

○議長（齋藤栄一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。125番熊田眞弓さんの発言を許します。125番熊田眞弓さん。

【125番（熊田眞弓君）登壇】

○125番（熊田眞弓君） 西目町の熊田眞弓でございます。皆さんに応援されて、不慣れではありますが一生懸命質問させていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。

4日目の一般質問でございますので、先に質問なさった皆様が既に何度も質問された点もでございます。準備いたしました原稿に沿って質問させていただきますが、大項目の1の3の人件費の増加については、質問要旨は115番の高橋昭議員が質問されたことと同じですので、私の質問は議長の許可を得て取り下げさせていただきます。

残雪の白と青い山肌の鳥海山が南にそびえ、水田の規則正しく並んだ稲が日に日に緑を増しております。この昔からの毎年変わらぬ美しい風景に対して、私たちの国も県も一番身近な市や町も大きく制度を変え、さらにその先に向かって歩みを進めております。この合併は、合併して仕事が終わったのではなく、さまざまな改革を始めるためのスタートを切ったのだと私は考えております。住民の自己決定、自己負担を中心とした選択と負担のシステムに支えられた効率的な基礎的自治体の総合行政が展開されるのだと言えます。随分難しい言い方ですが、わかりやすく言えば、よいサービスが必要ならたくさん税金を払うか、さもなければ行政改革をして経費のかからない自治体をつくること、財政の健全化が必要だということのようです。施政方針にありました住んでよかった、住んでみたい、住み続けたいふるさとをつくるために、私も共生、協働、創造の精神で由利本荘市の建設に参加してまいります。

大項目の1、最初に財政計画について伺います。

第1点目の質問は、合併特例債についてでございます。

平成17年度予算の概要によれば、合併特例債は30億7,600万円、過疎債が18億1,400万円、市債の総額は88億4,690万円となっております。新市まちづくり計画の財政計画で

は、平成17年度の地方債発行見込額は130億8,400万円となっており、今年度の市債発行額は42億円の減となっております。最初にこの金額を見たときに、私は合併特例債をどこまで使うのかの判断が変わったと考え、今回の質問をいたしました。国・県の財政支援措置として合併特例債、公共施設の整備事業が484億円、基金造成事業が40億円使う枠がある、主要事業一覧としてさまざまな事業が事業名、事業費とともに示されており、484億円の97.5%を使うという説明であったと記憶しております。新市まちづくり計画は、1市7町のさまざまな要望にこたえて、あれもこれもと計画されております。事業に必要性、緊急性、経済性などを考え、もう一度検討していくべきだと考えております。交付税に算入され、有利だとは言え、借入金であれば返済していかなければなりません。合併特例債をどの程度利用して、どのような事業をされるか伺います。

次に、公債費負担についてお尋ねします。

合併以前の1市7町から引き継いだ市債の前年度末における現在高は705億3,765万円、今年度末の市債残高見込みは732億6,700万円です。今年度の市債発行額は88億4,690万円、公債費負担は77億4,934万円であります。財政計画によれば、公債費負担額は年々上昇し、平成26年には96億5,900万円が見込まれております。日本国債が年々増加し、国の財政に重大な影響を与え、国民生活に大きな影を落としています。秋田県の財政も大変厳しく、また由利本荘市の経済も縮小傾向を示しております。財政の厳しい状態については平成17年度の施政方針にも述べられております。由利本荘市の生活基盤の整備、産業振興、交通通信体系の整備、高齢者・児童福祉等々、課題は山積しており、起債をできるだけ使って市民の要望にこたえてくださるのは大変ありがたいのですが、その後の財政は大丈夫なのでしょうか。今、整備すればずっと使えるという考え方もありますが、いつの時代にも必要な事業、しなければならぬ事業はございます。10年後、20年後の由利本荘市の財政は健全と言えるのでしょうか。普通交付税の特例が縮減される10年を経過したあとの市債の発行見込額及び公債費負担率はどうなりますか。また、歳出に占める公債費の割合が増加すると財政の厳しさが増すと考えますが、市長の見解を伺います。

大項目2の過疎地域自立促進計画、産業振興（建設業）について伺います。

過疎地域自立促進計画を拝見いたしますと、由利本荘市の産業経済のおかれた状況について理解できますが、私は今回、産業振興という観点から建設業と観光、2つの産業についてお尋ねします。

過疎地域自立促進計画には、地域の産業が平成不況の中で苦戦を強いられ、地域経済も好転せず、結果として地域の過疎化が進行して歯どめをかけることができない状況になっていると説明されています。

建設業については、特別の記述はなく、うっかりしていると見落としてしまいます。自立促進計画の18ページ、表8のうちに建設業の生産額を見ることができます。毎年の生産額では製造業には及びませんが、平成9年が369億円、平成12年、329億円という生産額は、私たちの由利本荘市においては大変大きな生産額であり、地域経済、雇用にとって重大な産業です。今日まで私たちの地域では、ケインズ理論に裏打ちされた政策により、公共事業による雇用の確保、経済の安定の役割を行政と建設業が果たしてきました。平成の合併により由利本荘市が誕生し、広域化に対応できる足腰の強い自治体に

なることが求められておりますが、その影響を一番強く受けるのは建設業界であります。また、その業界の特質から、業界の好不況による地域経済への波及効果も大きいものがあります。なぜ過疎地域自立促進計画の中で建設業が論ぜられないかと言えば、行政が建設業にとっての最大の発注者であり、新市まちづくり計画のそれぞれの事業に受注される業者もおられ、従来であれば議論の対象としない話でありました。由利本荘市の財政計画によりますと、平成17年度から平成21年度まで年間180億円から、少ない年でも135億円の投資的経費が見込まれておりますが、平成22年度以降、100億円を上回る年はなく、平成23年には58億円と平成16年度の半分を割り込む計画となっております。昨年度、平成16年度の投資的経費は約130億円でしたが、この金額であっても建設業者の倒産や廃業、給与の遅配など厳しい話が聞こえてきました。中小零細業者、また、旧郡部の業者からは、自分たちは残っていけないのではないかと、また、借入金があるため事業が縮小できずに仕事を取ることで必至にお金を回しているというお話も聞こえてきます。市民の間には行政改革、財政の健全化を求める声も大きく、公共投資による地域経済の活性化には否定的な意見も多くあります。国や県、また、秋田市で導入された電子入札や総合評価入札など新しい制度への対応が求められる時代となり、経営や技術の秀でた企業以外は淘汰される時代になっていることは建設業者の多くの人々が感じていることのように思われます。平成22年以降、投資的経費が大きく増加するとは思われませんが、それまでの間、これから四、五年、由利本荘市からの発注額が比較的多い間に、建設業者に経営基盤の強化のための対策を立てていただくとか、業態を変えていただくなど、行政が働きかけていくべきと考えます。

秋田県では平成17年度6月補正予算案に建設業者の介護福祉ビジネスなど新事業への進出を促進するための企業訪問をしたりセミナーを開催する費用として121万円を計上するという話です。投資的経費の減少や建設業が地域経済へ及ぼす影響を、どうお考えになるか伺います。由利本荘市においては建設業者の業態変化や産業構造の変化のためにどのように働きかけていくのでしょうか。また、発注額の減少する時期には河川の改修や道路工事などで国や県の事業は見込めるのでしょうか。

以上、3点伺います。

次に、産業振興の観光についてお尋ねします。

過疎地域自立促進計画ということで、由利本荘市ではさまざまな基盤整備事業を計画されています。私は建設業の受注規模が小さくなったときに中山間地の雇用、現金収入を得るのに観光産業、農業から派生する加工業は大変有力だと考えております。由利本荘市になってから市の広報で随分と各地の名所案内やイベント情報が発信されましたので、ことしは本荘の鶴舞公園のさくらまつりから始まり、南由利原や花立牧場、鳥海、東由利の道の駅など市内のあちこちに出かけて楽しんできました。道路も走りやすく、あまり運転が上手でない私でも目的地に苦労せずに着きます。キャンプ場やバンガローも道路からよく見え、整備された公園も散策できます。私はドライブしながら自然を楽しみ、温泉に入って、直売所に寄り、山菜を購入して帰宅します。ただ、出かけたときの不満は、観光を提供する人たちから発信される情報が少ないことと、店番をする人の所在なさ、暇をもてあましていて雰囲気はただよっていることです。さまざまな市民からの感想でも、もう少し接客が上手ならいいという感想は必ず出ております。観光産業

は、満足した時間を提供し、対価としてお金を受け取ることです。観光地は明るいイメージ、楽しいイメージ、おいしいイメージで宣伝しなければ人は集まりません。由利本荘市の人、秋田市や酒田市など地元の人が楽しめる、支えてくれる、磨いてくれるとよい観光地、使い勝手のよい観光地になると考えます。地元の人に支持されると観光事業の底辺拡大になるのです。

ところで、6月10日、秋田市の第三セクター、ポート秋田「セリオン」の長期借入金の返済不能が報道されました。秋田市では、借入金の肩がわりをし、平成18年度中に秋田市の公設になるそうです。また、クアドーム「ザ・ブーン」やスキー場「オーパス」も公設化され、負の資産を清算するために100億円を超える巨費を費やすと伝えられています。「今後は収益をあげるよりも、いかにして利用してもらうかが施設の価値を上げる。市民の使い勝手のよい施設にしたい」という担当者の弁も紹介されていました。この事件は多くの問題を私たちに示していると考えます。過疎地域自立促進計画の中で、どの地域にも似たような施設建設が計画されています。従来の施設利用状況や個々の経営状態についての検討や評価はされたのでしょうか。一体的な整備は行われず、小規模な観光地が点在しているという説明が自立計画案の中にございましたが、新しくなった由利本荘市としての視野に立った観光事業開発をしていただきたいと強く要望します。せっかくの50億円にものぼる事業です。私は観光施設が基盤整備を目的としたものであれば、必ずしも黒字経営を求めるものではありませんが、観光施設周辺の業者が育ち、雇用の場の確保や農・工一体となった産業の創設などは必ず果たしていただきたい。しかも、3年から5年という比較的短い期間の目標を持って事業を進めていただきたいと考えております。

2点について伺います。観光またはレクリエーションとしてさまざまな事業が計画されていますが、どのぐらいの集客が予想され、どのような経済効果が期待されていますか。民間業者の参入、育成が大切だと考えますが、どのような事業が計画されているか伺います。

以上、終わります。

○議長（齋藤栄一君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

○市長（柳田弘君） 熊田議員のご質問にお答えします。

最初に、財政計画、（1）の合併特例債についてであります。平成17年度予算における合併特例債の総額は、初日の佐々木勝二議員にお答えしたとおりであります。また平成26年度までの新市まちづくり計画実施事業の財源の一部として、合併特例債494億2,680万円を見込んでいるものであります。現時点でのまちづくり計画においては、充当率95%、交付税算入率70%という有利な起債としてその活用を図っていくことを基本としております。今後は、総務省とヒアリングを踏まえながら、各事業計画のローリング作業に取り組んでまいります。時代の趨勢をもかんがみ、より効果的な財源の調整を図った事業推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、（2）の公債費のことでございますが、これにつきましても財政の一環として、計画の一環としてお答えをしておりますけれども、これについては部長にあとで答弁をさせます。

それから、次の過疎地域自立促進計画について、産業の振興（建設業）についてお答えしますが、新市の財政計画、過疎の実績、現行の推移、新市まちづくり計画事業等から推計したものであり、予算総額が減少する見通しであります。この計画数値にこのままとられるものではありません。計画事業の実施にあたっては、そのときどきの財政制度を的確に把握し、緊急度や市民要望を十分に考慮しながら有利な補助事業の導入等、限られた財源の中で効果的、効率的な事業実施を図っていくものであります。地域経済の一翼を担う公共事業の減少は、建設業を初めとしてその影響が決して小さくはないと考えられますが、時代の変化に対応するため、県立大学や産学共同研究センターを活用し、技術の修得や経営の多角化を目指した大学との共同研究を実施している企業も多くあります。市としては、これらの情報を適宜開示して、少しでも起業者の一助にしたいと考えております。

また、国・県による道路、河川を中心としたプロジェクトも計画されており、こうした事業の実現に向けて関係機関に要望してまいります。

次に、観光についてであります。先に申し上げましたが、新市の重要施策の一つとして私は観光をとらえているところでありますので、観光の振興に力を入れてまいります。答弁は担当部長からさせます。

以上でございます。

○議長（齋藤栄一君） 佐々木総務部長。

【総務部長（佐々木永吉君）登壇】

○総務部長（佐々木永吉君） 熊田議員の財政計画の（２）番の公債費につきましてお答えします。

初めに、交付税と市債の発行の見通しにつきまして冒頭申し上げますが、財政計画における推計で普通交付税につきましては、合併後の11年目から合併算定替えによる増加額が5年間で縮減され、最終年度の平成31年度には141億5,000万円ほどを見込んでいるものでございます。また、市債の発行見込額につきましては、43億8,000万円を見込んでおり、ほぼ通年ベースの借入額になるものと思われま。

公債費の額につきましては、平成21年度から合併特例債の償還が開始されますので、それに伴いまして徐々に上昇をし、平成31年度ころにはピークを迎えるものと思われま。そのあとは緩やかに減少をしていくものと予想をいたしております。

なお、この公債費に充当されます一般財源の額につきましても、現在進められております三位一体の改革の中で、税源移譲や交付税がどのように変化していくのか見えてこない状況でございますので、その時点での公債費負担比率の推計は大変難しいものがあります。しかしながら公債費の支出額に応じた推移を示すものではないかと思われま。

いずれにいたしましても今後の財政運営につきましては、利率の高い市債の繰上償還の実施や交付税算入率の高い有利な合併特例債の導入を図りつつも、真に必要な行政需要の点検を行いながら、健全財政の範囲となる望ましい数値に近づくことができるよう自主財源の確保に努力をし、健全財政の保持・運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齋藤栄一君） 藤原商工観光部長。

【商工観光部長（藤原秀一君）登壇】

○商工観光部長（藤原秀一君） 熊田議員さんのご質問に対して、担当部からご答弁させていただきます。

過疎に関する観光についてであります。観光レクリエーション拠点の整備の事業としまして、鳥海地域総合ミュージアム建設事業を初めさまざまな計画が策定されております。また、既存施設の老朽化に伴う改修事業も入っております。観光拠点の新設のみならず既存施設のリニューアルによる集客も重要なことと考えておるところであります。さらに各施設の連携により、滞在時間を増やすような事業展開をすることで宿泊、飲食、特産品販売などの経済効果がもたらされることと考えておるところであります。

平成15年度の観光統計によりますと、本市への観光入り込み客は325万人あまりであります。宿泊客数は16万2,000人となっております。将来的には、これを大きく上回る入り込み客を期待した事業を展開してまいりたいと考えておるところであります。

また、民間業者による観光産業への参入についてであります。イベントの主催、特産品の製造・販売を初め、あらゆる観光分野においてその活力を発揮していただきますように考えておりました。そのための施策を今後大いに検討してまいりたいと思っております。

今後策定されます新市の発展計画、また現在のまちづくり計画とリンクいたしました由利本荘市観光振興計画が今後策定されますので、いずれこの振興計画の中でいろいろな展開をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（齋藤栄一君） 125番熊田眞弓さん、再質問ありませんか。125番熊田眞弓さん。  
○125番（熊田眞弓君） さまざまわかったんですけども、1点、再質問させていただきます。

観光についてということで集客数の見込みを伺ったんですけども、全体としての数は私もおよそ330万人の入りがあるということはわかっていたんですけども、例えば個々のバンガローとかスキー場とか宿泊施設、由利本荘市の施設さまざまありますけれども、その利用状況などというのは個々に把握されて、民間企業でいう利益とか利益率のようなものは計算されてあるのでしょうか。

○議長（齋藤栄一君） 藤原商工観光部長。  
○商工観光部長（藤原秀一君） ただいまお答えしました325万人という数字申し上げましたが、これにつきましては各旧市・町の施設等の入場者数とか宿泊者数といったものを全部把握しております。その集計でございます。

今後につきましては、今後の計画、いろんな各施設の連携をとりまして、さらに325万人を超える、上回る集客数にしていきたいということを申し上げましたので、ご理解のほどよろしくお願したいと思います。

○議長（齋藤栄一君） 125番熊田眞弓さん、再々質問ありませんか。  
○125番（熊田眞弓君） 終わります。  
○議長（齋藤栄一君） 以上で125番熊田眞弓さんの一般質問を終了します。

次に82番佐藤拓夫君の発言を許します。82番佐藤拓夫君。

## 【 8 2 番（佐藤拓夫君）登壇】

○ 8 2 番（佐藤拓夫君） 82番の佐藤拓夫でございます。ただいまはやさしい熊田議員の質問のあとですが、気を取り戻して頑張らせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

由利本荘市の誕生から3カ月を経過しようとしていますが、私の新市の将来を思う気持ちは、人後に落ちないという自負と決意しております。私の一般質問は、最終日のラスト3ということですので、通告に従い、簡潔に質問させていただきたいと思っておりますので、ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

最初の平成17年度予算について、その基本的な編成方針については重複いたしておりますし、ご答弁いただいておりますので割愛し、以下4点にわたり質問させていただきたいと思います。

1点目は、道路行政、地域間の交通体系の確立についてであります。

私は現在、矢島地域に住んでおりますので、東由利地域、横手市方面に所用があるときには主要地方道仁賀保矢島館合線があるにもかかわらず、一部未改修のために由利地域、本荘地域を経由しなければ目的地に行けない状態にあります。この路線が全線開通すれば、現在、東由利地域から矢島高校へは3名通学しているということですが、通学者の増加も考えられます。また、横手市方面への通勤エリアの拡大も考えられます。その上、鳥海山観光も視野に入れ、横手市を含めた内陸部と海岸部の交流ということも考えられます。このことは地域経済にはもちろんのこと、その波及効果は、はかり知れないものがあると考えます。以前は行政単位が違うということであきらめていましたが、今は由利本荘市という同一の行政単位の中にあります。早急に対応が必要と考えますが、市長の見解を伺います。

これまでに私は一例として主要地方道の仁賀保矢島館合線を例にいたしました。他の地域でも同様のことが考えられることと思います。つまり、現在までは旧市・町単位で完結型の道路行政であったと考えます。私は、合併による一体感の醸成のために、また、実効あるものにするために地域イントラネット整備がソフトであるとすれば、地域道路網の整備はまさにハードであり、双璧であると考えます。私は合併の基本計画である新市まちづくり計画、それを受けて今回提出された過疎地域自立促進計画にもあるように、その大義を受け、住民参加のもと、新市が主体となって道路ネットワークを構築すべきと考えます。その道路網計画の中には高速道路もあるでしょう。国道もあるでしょう。県道もあるでしょう。市道もあるでしょう。道路の機能はいろいろあるはずで、合併により、これまでよりも広範になった現在、求められていることは縦割り行政の弊害を廃し、市が中心になってこの道路ネットワークを作成し、年次計画を立て、その管轄するところに要望活動を粘り強く続けていき、その上、達成度を数値で管理することが重要であると考えますが、市長のお考えを伺います。

2点目として、河川行政としての子吉川水系についてであります。

朝な夕なにその雄姿を見せる鳥海山、その源から発する子吉川、時には甚大な被害を及ぼしますが、同時に私たちに与える恩恵は、はかり知れないものがあります。私も子吉川の支流の一つ、中流域の荒沢川の恵みを受けながら日々を送っております。この子吉川流域には、旧本荘市、由利町、矢島町、鳥海町、東由利町、大内町がありますし、

支川には芋川、石沢川、鮎川、大砂川、荒沢川、鶯川、直根川、笹子川等があります。国土交通省もこの子吉川に関し、本来の治水事業だけでなく親水事業等、ハード・ソフト両面にわたり多面的な取り組みを実施しています。官民を問わず取り組みの実例を挙げますと、第一病院前の癒しの川事業、矢島地域坂の下、木在地区での水環境事業、西滝沢水辺プラザ事業などが挙げられます。合併に伴い、子吉川流域の大部分を新市が占めるようになった現在、子吉川の国・県・市の管轄は別にし、かかわり、役割は何か、その見解を伺います。

3点目といたしまして、鳥海高原矢島スキー場の整備計画関係であります。

矢島スキー場では、毎年、メーカー主催の冠大会を初め、公式大会でもある小中学校の郡市大会、また、高校の中央地区大会は毎年開催されておりますし、全県中学スキー大会は全県を3ブロックに分け、三年に一度開催されております。まさに矢島スキー場は県下に誇れるスキー場であると確信しているところです。

しかしながら、開設してから20年以上経過していることから、本年度、改修に向けた調査費を計上していると伺っております。由利本荘市の冬の観光の拠点は矢島スキー場にあると考えますが、その見解を伺います。

ところで、関東圏の高校の中にはかなり前から修学旅行を既存の観光地でなく、わらび座等を取り込んで田沢湖スキー場でスキーツアーを実施していると聞いております。これまで矢島小・中・高校では、雪に親しむという観点から、毎シーズン、スキースポ少の指導者とボランティアの協力を得ながらスキー教室を実施しております。雪国に生まれ、雪に親しむ機会をつくるために、また、地域内交流を促進する上からも新市誕生を機に、この企画の輪を広げ、矢島小・中学校以外の生徒を対象にしたスキー教室を実施することも重要であると考えますが、その見解を伺いたいと思います。

4点目といたしまして、八森城址周辺整備事業関係であります。

先人が残してくれた歴史的価値ある建造物、史跡、民俗文化等は貴重な財産として継承していくことが私たちの責務であります。この八森城址は由利十二頭の一人、大井氏の後、生駒氏の居城として明治を迎え、現在は旧矢島町役場、矢島小学校、矢島高校があり、今日に至っております。矢島地域としては、この事業は遅きに失した感はありませんが、待ち望んでいた事業でもあります。事業の内容をお伺いしたいと思います。

また、矢島地域には国指定の重要文化財として土田家住宅1件、国指定登録有形文化財として龍源寺本堂、八森苑、大井家住宅の3件の建築物を有しておりますが、矢島地域以外の実態を伺い、今後、伝承文化を含めた文化財への取り組みをお伺いいたします。

以上4点にわたり質問いたしました。ご答弁よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（齋藤栄一君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

○市長（柳田弘君） それでは、佐藤拓夫議員のご質問にお答えいたします。

初めに、道路行政について、地域間の交通体系の確立についてであります。ただいまは仁賀保矢島館合線のことを出されましたけれども、この道路については相当長い時間をかけて、ぜひ早くつくってほしい、これは県道でございますので、知事が来るたびに必ず毎年のように県に要望を申し上げたところでもあります。前にも申し上げましたように、市町村合併を促進する県の立場として、この道路は必要な道路である、合併はし

なさい、道路は金がないから後回しということでないような、そうしたお願いを私たちはやっていきたい、このように思っております。今の道路以外に市道の整備について、新市まちづくり計画に位置づける65路線の新設・改良事業を着実に推進するために、平成17年度の道路関係予算として34億4,675万6,000円を見込んでいますところではありますが、いずれにいたしましても県・国に対して強く要望してまいりますし、また、道路の整備促進期成同盟会などを通して、これからの由利本荘市発展のために道路整備を進めてまいりたいと、このように思います。

次に、河川行政でございますが、1つの市に1級河川が一本きちんと入っているところは全国にもそうない、ここだけじゃないのかなというふうに思います。ですから私は、国土交通省に対して、行政区をまたがらない河川については、ややもするとカットするとか外すとかそういうこと前にありました。今度は行政区が1つのところに1本の河川だから、それを1級河川から外すとか直轄河川から外す、そういうことを言ってほしくないということを強く要望しておりますし、これからも1級河川の国直轄の部分について、鳥海の方からも要望ありました。矢島のところで終わってるけれども、その上の方までというような話もございましたので、これからも強く要望してまいります。

なお、河川改修についての整備、水辺環境などについて、これからも国に強く要望してまいりますし、また、国管理以外の直轄河川外の河川についても、これはやはり何といても河川というのは私たちの祖先がこれまで川を、川べりに生活し、そしてどんどんどんどん何というんでしょうか住み家を変えながら広がったことを思うと、やはり原点は川にあるということを考えながら河川の整備促進に努めてまいりたいと、このように思います。

次に、鳥海高原矢島スキー場の整備計画でございますが、鳥海高原矢島スキー場は、新市における主要なスキー場でございますが、索道関連施設並びにナイター設備、さらには圧雪車も老朽化し、今後、安全に営業を続けてまいりますためには大規模な改修が必要となります。今後、矢島スキー場をどのように運営し、改修整備を行っていくべきかについては、関係機関と協議を重ねまして進めてまいりたいと考えます。

旧矢島町以外の市内の小・中学校を対象にしたスキー教室の実施につきましては、鳥海オコジョランドスキー場とも連携を図りながら対処してまいりたいと考えています。

なお、スキー教室の実施にあたりましては、指導者としてスキークラブ関係者を初め保護者の方々から多大のご協力をいただいておりますので、今後引き続き協力いただきますよう手だてを講じてまいりたいと思います。

ところで矢島スキー場は、私たちが小さいときからも矢島から来る方々は、もうスキーが上手で、私たちなんかとてもじゃないがかなわない、さすが矢島にはスキー場、いい所があるなど、こういうことでまいりました。それで、やっぱり今、全国的に見ると、温泉のあるところのスキー場は繁盛しています。実際にそうなんです。鳥海にも温泉出ていますけれども、そうした環境の差異のために、ややもすると矢島スキー場に入り込み客が少ないかもしれません。けれどもこれから申し上げましたように、鳥海の観光も含みながら矢島のスキー場の整備について力を入れてまいりたいと、このように思います。

それから、次の八森城址周辺整備事業関係でございますが、これは教育長がお答えい

たします。

以上でございます。

○議長（齋藤栄一君） 伊藤教育長。

【教育長（伊藤茂君）登壇】

○教育長（伊藤茂君） 佐藤拓夫議員のご質問にお答えいたします。

（3）新規事業についての②八森城址周辺整備事業関係についてお答えいたします。

八森城址周辺には、神社仏閣等の歴史的に貴重な建造物や史跡が数多く残されていることから、これら文化遺産を後世に伝承し、人々の交流の場として活用するため、これまで石垣やお濠の改修を初め、八森苑の関連道路等の整備を行い、さらに「見どころ案内人」を設けて、他地域から訪れてきた方々のサービスにも努めているところであります。本年度はさらに貴重な歴史的遺産を保存していくため、明治初期の武家屋敷であった佐藤家を修復するとともに、旧矢島保育所跡地を駐車場と休憩広場として整備を行い、地域振興の拠点、あるいは生涯学習の場として積極的に活用していく計画であります。

また、今後の文化財への取り組みについてですが、新市の指定及び登録文化財は255件あり、その内訳は国の重要文化財が1件、県指定の文化財が35件、市指定の文化財が194件、そして国の登録文化財が25件となっております。今後、各地域間の交流を深めながら、これら文化財の活用を検討してまいりますとともに、地域によって指定された文化財の数や種類にやや違いが見られることから、さらに各分野の文化財調査を進めながら、文化財保護に努め、由利本荘地域の歴史や文化の特色を明らかにしてまいりますので、何とぞご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤栄一君） 82番佐藤拓夫君、再質問ありませんか。82番佐藤拓夫君。

○82番（佐藤拓夫君） 1点は再質問、あとは要望という形にいたします。

○議長（齋藤栄一君） 質問の時間ですので、要望は応じません。

○82番（佐藤拓夫君） そうですか。わかりました。そうすれば2点とも再質問いたします。

1点目は、私は道路網というオーソドックスな一般質問をさせていただきました。私もYBネット、矢島、由利、鳥海に既設されているわけですがけれども、その最新の情報を享受するインターネットに加盟させておりますので、その最新の情報の施設という有利な方法も理解しているつもりであります。しかしながら今いろいろな学校で起きている問題等を考えますと、直接にコミュニケーションを深める、そういう部分も非常に大切な部分ではなかろうかと思うわけです。そういう感覚がなければ、観光業という、要するに人間の五感を楽しむということもないだろうと思うわけです。そういう意味では、新市百年の大計を考えまして道路網の整備ということに対しても取り組んでいただきたいということをお願いするものであります。その市長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

次に、新市まちづくり計画ということで道路整備の中でも私も質問させていただいたわけですがけれども、法律で申しますと新市まちづくりという憲法はできたわけです。ただ、法律的には憲法はできたんですけども、それを実際、運用していくためには法律が必要であります。法律であっても細則も必要でありますし、施行令も当然必要でありま

す。もしそれで足りなければ省令というのにも必要であります。これから憲法のまちづくり計画の基本はできましたけれども、実施計画、詳細計画、私どもはそれに対して質問したい。今回の一般質問についても、それを市長の口からお聞きしたいということで一般質問に立っているはずです。その実施計画なるものがいつまで出てくるのか、その部分において市長のご答弁をお願いいたします。

○議長（齋藤栄一君） 82番佐藤拓夫君、今の質問はどの項目にあたるものですか。

○82番（佐藤拓夫君） 新市まちづくり計画、道路網の部分の。

○議長（齋藤栄一君） 道路網の部分のまちづくり計画ですか。

○82番（佐藤拓夫君） まちづくり計画の中にも道路網計画というのは載っているわけです。その部分についての質問であります。

○議長（齋藤栄一君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

○市長（柳田弘君） 佐藤拓夫議員の再質問にお答えしますが、道路網の整備でございますが、これは先ほど申し上げた大きな道路、あるいは町道が今度市道になりました。そういうことで、やはりコミュニケーションを図る、要するに通学路だとかそうしたさまざまな小さな道路もございます。当然それらについては大事にしてやらなきゃならない、その地域にとって大事なものはやらなきゃならないと、こういうふうに考えます。大きいものはもちろん、国がやるべきもの、あるいは県でやってもらうべきもの、そして市がやらなきゃならないもの、その市のやらなきゃならないものにも小さなものもあるだろう、こういうように考えます。そういう意味では、これから十分その地域の実情を見ながら進めたいと思いますし、それから建設計画に載っているもの、あるいは載ってなくてもやらなきゃならないものもあると思います。それでまちづくりの関連した話でございますけれども、これは交通体系の整備の中で、これは検討されていることでもありますので、どんどんこれからはやはり道路については、我々の生活に密着した問題でございますので、ぜひともそうした計画というか調査をしながらですね進めたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（齋藤栄一君） 82番佐藤拓夫君、再々質問ありませんか。

○82番（佐藤拓夫君） ありません。終わります。

○議長（齋藤栄一君） 以上で82番佐藤拓夫君の一般質問を終了します。

次に106番小林隆君の発言を許します。106番小林隆君。

#### 【106番（小林隆君）登壇】

○106番（小林隆君） 岩城地域出身の小林と申します。40番目の質問でございます。したがって、40番、40は不惑の年、不惑でございますけれども、前に39の多士済々の方々のご質問がありまして、内容的には、あちらを削り、こちらを省いた結果、ちょっとやせこけた状態になりましたけれども、機会でありますので、5点ほど質問させていただきます。

由利本荘市の百年の大計を考えると、その発展の鍵となるのが財政改革と行政改革にあると存じます。財政の改革につきましては、3番目に阿部議員が三位一体の改革で質問されました。私は、行政改革の視点から、スケールメリットを生かした行政体制の確立を推進するため、3つの質問をさせていただきます。

その第1は、市民の常識に役所の常識を近づける窓口体制の確立であります。この要旨は、法律の専門家である職員の皆様と、法律とは日々関係の薄い市民とのギャップを埋めることであります。法律はつくられてから、その法律によっては何十年とたち、つまり歳月が流れているわけでございます。ところが皆さん、この間、社会の変化というのは、私が申すまでもなく大変激しいものがございます。今後、正しく執行していれば、民間の要望や実情に合わなくなるという現在大きなギャップになっている。例えば、行政は国・県・市とその所掌事務が分かれているわけですがけれども、一般の市民の方々は、身近な問題に対して、それが国であろうが県であろうが市役所が最も相談しやすく、そして身近な役所なわけでございます。合併により由利本荘市のエリアというふうなものは、県の由利地域振興局とほぼ同等のエリアになりました。国や県の所掌事務の申請なども市役所、あるいは各総合支所の窓口で対応できないか検討いただけないか、これが趣旨でございます。例えば、河川災害や海岸保全の管理は、国や県の所掌事務でございますけれども、市役所の窓口、担当の方で国や県と事務協議を綿密にされ、そして窓口、わざわざ県や国、担当はどこかというふうなことをいちいち市民が悩まなくとも、市役所に行くと総合的なインフォメーション窓口があるんだよと、こういうようなことがもし由利本荘市でなされるとするならば、これは全国的にも画期的な事務改善、あるいは事務の行政サービスの大きな目玉になるのではなかろうかと思えます。例えばパスポートの申請事務なんかも、これも毎度海外の方に出張なんかされている方は別といたしまして、これから高齢化社会、高齢者の皆さんが海外へ行くとき、パスポートを取るにしても大変難儀されてるようであります。そういうふうな点への配慮ができないものかということをご質問いたします。例えば民間では、一度足を運べばすべて整うスーパーマーケットや郵便や金融の窓口業務までも代行するコンビニエンスストアが我々の生活の中に入ってきている状況であります。このような社会にあって、市民の利便性向上のため、行革の一つとして、これはスクラップアンドビルドのビルドの方になると思えますけれども、そういう面での配慮ができないものかお伺いいたします。

第2には、行政プロジェクトを成功させるため、スペシャリストチームの編成であります。合併時の行政機構図を見て、私はこれは大変肥大化したなど、これでは将来の人件費の高騰、財政の硬直化は免れないなど、こんな感じをいたしました。合併の目的の一つが人件費の削減でございます。特例法の適用を受け、10年間で退職を待つ、そして減じていくということですが、民間でもやられておりますが、退職手当の上積による希望退職を募るのも一つの考えではなかろうかなど。これとはまったく別の発想のご質問がありましたけれども、私は今のお金を、今の費用を削減するよりは、将来的な、大局的な視点からいった場合、この考えも考えられるのではないかということでご提案をしながらご意見を伺いたいと思えます。

それから、臨時職員を加えると約2,000人の職員を由利本荘市は擁し、そしてそれを単純に組織機構に割り振っておるわけですが、それを行政改革推進本部の方で主な行政課題ごとにプロジェクトチームを編成してはいかがでしょうか。そして行政課題、大きな問題については、そのプロジェクトチームをつくって解決する。部や課の増設は、その設置目的が解決しても業務を引きずり、綿々とその組織が継続されるわけです。組織は人によって、人は組織によってその形を変えていくわけなので、すぐに目的が達成さ

れたから部や課を廃止するという事は、今の合併時ではできても、常時体制になった場合はなかなかできない、そういうことを考えると、私はプロジェクトチームというふうな事のもっていき方というのは、一つの案ではなかろうかなと、アイデアではなかろうかなと思います。プロジェクトチームであれば設置期間を特定し、それ以降は市役所の一般事務に還元する。そしてさらにこの組織の利点というふうなものは、民間や国、あるいは県の人材を招聘し、スペシャリスト集団をつくれる可能性があるということでございます。企業誘致の質問がございました。答弁では、職員の方々が市内の企業訪問をされているようですが、それでは私は効果が少ないのではないかなと、こう思います。この経済状況下で企業も大幅なメリットがなければまいません。金融機関や関連企業とのタイアップ、これが容易にできるような好条件を我々は提示する必要があります。かつて岩城町で三八五物流や、あるいは新駅の誘致をした際に、金融機関やJRの職員とプロジェクトチームをつくって成功してきた経緯があります。民間の組織力、経済力、そして情報分析力、国・県の許認可権限をフルに活用してこそ各都市間のこれから始まっております行政競争に勝利するのではなかろうかなと私は考えるわけです。市役所の職員の皆様は、地域では最も優秀な方でいらっしゃると思います。しかし、得意技はディフェンス、守りであるわけです。なぜならば、役所機構の組織は減点法、職員の評価というふうなものは減点法でまいます。したがって、一人前の職員になったころには、守りとしては法令、条例に精通し、ありとあらゆるディフェンスの技能は培われますが、攻撃の分野になりますと、これは民間に遠く及ばない。そこに民間のノウハウを導入し、スペシャリスト集団、守りに強い行政と攻撃に強い、それから情報分析能力の高い民間とのタイアップによって、そういうチームをつくる。そのうち10年が経つと、それが自然と人件費の抑制に変わっていくと、こういうような考えを持ちますが、市長さんはこの点についていかがご見解をお持ちでしょうか、お伺いしたいと思います。

そして、このプロジェクトチームは、市長の直轄にし、余計な決裁は一切省き、フットワークをよくしてやることも必要だと思います。このチームの活力は市役所全体の攻めの集団に変わる。そしてこの雰囲気というふうなものは、市役所全体の攻撃的な、そして闘う集団の活性化した行政、雰囲気醸成につながるというふうに思いますが、いかがお考えになられますでしょうか。

それから、第3番目は、活力ある職員組織の確立であります。

収入役を廃止し、助役二人制に改めました。さらにはご自身を含む特別職の給与を引き下げられるなど、矢継ぎ早の改革は、私が旧岩城町議会で提案したものとまったく同じで、我が意を得たりと深く共感するとともに市長の行政改革に対するやる気と洞察力、決断力に心から感服しております。

さて、組織が拡大され、スケールメリットが出てまいりますけれども、あわせてスケールデメリットも生じると思います。その一つが決裁システムだと思います。各総合支所の起案文書が本庁の課長・部長を経由して市長まであがる際に、平均的な決裁期間というのはどれくらいかかっているものでしょうか。そして、その間、押される印鑑の数は何個ぐらいなるものでしょうか。その簡素化についてどのような行政改革、事務改善をお考えでしょうか、それをお聞きしたいなと思います。

その点では、区長の決裁を不要にするというふうなお話を承り、仕事の流れをよくす

るという点では、非常によいことだと私は深く賛同するものでございます。また、旧市・町ごとの職務上の慣習、慣例の違いから現場での戸惑いがあるとうかがいましたけれども、先ほどの総務部長さんのお話で、これから調整してまいるということでしたので、これは割愛いたします。

海と山、歴史と文化の香りの高い由利本荘市が誕生しました。合併時の事務調整で、市長初め職員の皆様の心労やストレスも多いことと思っておりますが、決裁事務の簡素化等進められまして、明るい職場の醸成に努めていただきたいと思います。

それでは、続いて大綱の2でございますが、北部地区の整備と振興策について伺いたします。

第1点は、インフラの整備でございます。

秋田県は、秋田市一極集中とよく言われます。物流、交通、情報の主要な流れは秋田市を經由して流れてまいります。中央からの人や物の流れは、新幹線で秋田駅を經由をしなければ当方にも入ってこないわけです。それから、秋田空港は、前は雄和町でありましたけれども、今は秋田市雄和地域、そして大型物流の港は秋田港という形で、すべてが秋田市を拠点にして全県内に回っていく。そんな中で本市の発展を考えると、そのキーワードは北部地区の道路網の整備にあるということをお話しているのではないかなと私は考えます。市長が施政方針に掲げ、重要課題として取り上げてくださっていることは誠に心強く、これをぜひ推進していただきたいと思います。例えば秋田南バイパスを下浜経由道川まで延ばしていただきたいと思います。そして日本海沿岸自動車道の松ヶ崎亀田インターの設置、これも市長さんからお話がありましたけれども、ぜひぜひ完成の日を近づけていただきたいと思います。それから、秋田市雄和から松ヶ崎までの国道341号、特に岩城町は道路整備においては進んだ面がありましたけれども、この滝ノ俣から富田間の国道341号の整備は遅れたままで合併に入ってしまった。大変心残りが、後ろ髪を引かれるような感じで合併した理由がこの道路網の整備でございます。これをぜひ進めていただきたいと思います。今申し上げましたのは、国道及び県道が主体でございますけれども、市長はご自身の経歴、キャリア、そして人脈ともに秋田県一広い由利本荘市の初代市長として強い影響力をお持ちのことと思っておりますので、それを遺憾なく発揮され、企業誘致や民間の活力を引き出すこの道路網の整備というふうなものに第一の力を注いでいただきたいと思います。そして、この地域がますます発展されるようにご配慮をお願いしたい、こうお願い申し上げながらご意見をご拝聴したいと思います。

最後になりますが、第2項は秋田厚生年金休暇センターの存続運動についてを、ペットネームを「ウェルサンピア」と言いますが、これの存続運動の展開を進めていただきたいと思いますということに対する質問でございます。秋田厚生年金休暇センターは、本市において最も大きな宿泊施設であり、多目的なスポーツ、そして福祉施設であります。今上天皇が皇太子であられましたときに宿泊された由緒ある施設でもあり、岩城町発展の核となりましたし、由利本荘市にあっては観光の拠点、北の玄関に位置する迎賓館的な施設としても市の宝と言ってよいのではないのでしょうか。また、地元を中心にして約60人を超える方々が職場としてここに勤務しておられます。さらには物産、あるいは消費物の納入等のために多くの業者の方々がここに入り、地域経済活動と深くリンクしてございます。この厚生年金センター「ウェルサンピア」が向こう5年をめどに経営上の動きが

顕著になりまして、与党年金制度改革協議会が今年の3月10日、年金福祉施設の見直しについてという合意をまとめまして、その情報がマスコミを通じて流れ、それを受けまして私は岩城町議会で一般質問をして、町をあげてどうかこれを阻止していただけないかということで提案をした経緯がございます。それを受けてことしの3月、岩城町の執行部と岩城町議会で厚生団本部に伺いまして意見交換をしてまいりました。その後、事態はさらに悪化し、民間を含めた入札での払い下げもあり得るというふうな情報も入りまして、非常に私どもこの年金センターに深く今まで好影響を受けてきた地元民としては、年金センターがもしかするとなくなるかもしれないという非常に大きな危機感でおるわけでございます。最近の情報では、きのう、おとといですか、独立行政法人年金健康保険福祉施設整備に関する法律が通りまして、法案に対する附帯決議がなされております。それを見ますと、施設の売却にあたっては、地元自治体と事前に相談すること、雇用には十分配慮すること、ここにこういう手かせ、足かせをかけていただいておりますけれども、それでも大変不安であります。現在、青森の八戸、滋賀、香川、高知、伊賀、伊万里等の同種同類の福祉施設のある団体では、それなりの活動をしてございます。どうか由利本荘市の宝と市長さんがお考えになってくださるならば、地元自治体としてこれらの関連の全国の団体等と手を取りまして、あのすばらしい秋田厚生年金休暇センター「ウェルサンピア」が、よもや廃墟と化すようなことがないようにひとつ手腕を発揮していただきたいと心から念ずるものでございます。

さて、市長におかれましては、私で40人目の議員の一般質問を受けられ、助役、区長とスタッフがそろわない中で真摯で精力的なご答弁を展開されました。私は今さらながら全国に誇れる自然と人情のまち由利本荘市の初代市長にすばらしい方をいただいたものと存じております。ストレスのたまるような一般質問もたくさんありましたが、どうぞ今後とも健康に留意され、市の発展、市民の福祉向上のためにご活躍をご期待を申し上げ、私の一般質問といたします。ありがとうございました。

○議長（齋藤栄一君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

○市長（柳田弘君） 小林隆議員のご質問にお答えいたします。

終わりの部分どうもありがとうございました。

それでは、最初に質問のスケールメリットを生かした行政体制の確立の推進、（1）の市民の常識に役所の常識を近づける窓口体制の確立、ごもつともでございます。私も常日ごろから市民の常識に市役所の常識を近づける。ただし、私たちは常に税金をいただいている立場から、法律には違反してはならないんだ、こういう思いであります。そういう意味で、職員も法律に基づきながら業務を遂行しているわけです。そこを何とかならないのかというのが、やはりその市民とその職員との間の問題がございます。だけれども、法律も様々でございます、運用の仕方、考え方によっては、それは十分に市民の皆さんの要望を聞くこともできる。それは一つの例として、会計検査院から指摘を受けたときに、会計検査に対して、るる説明をするとわかったということがあり、会計検査院も人間であります。私たちも人間であります。その間の中でそうした血の通うような話の中で物事が進むことも多々あります。そういう意味でも市役所の職員は、市民に対して、威圧的とかそういうことは決してしないで、市民のそうした意見を十分聞き

ながら柔軟に対応していきたい、このように考えております。

それから、もう1つは、市役所の職員はですね、大変難しいんです。社長であれば失敗してもいいからやりなさい。失敗した場合には、社長は何とというか。失敗したからあなたの給料を削るというのか、その辺はわかりません。ところが、市長が失敗してもいいからやりなさい、もし失敗した場合に議員の皆さんから大変私が今度お叱りを受けるわけなんです。ですから、職員の皆さんも失敗はされないな、だからそういう意味では慎重を期してやっているということもご理解いただきたいなというふうに思います。やはり市民の税金をいただいているからには、慎重に、しかも市民の立場になって頑張っ

てまいりたいと思いますので、ひとつご理解賜りたいと思います。

それから、プロジェクトチームのスペシャリストの話でございますが、今やはりスペシャリストでないとなかなかうまく前に進まないことが多くあります。一つの設計でもあります。市役所の職員は優秀だ。しかし、この世の中、スペシャリストはたくさんいます。そうした場合に、時間とそうした経費のことを考えますと、やっぱりスペシャリストがいることによって大変有利に物事が展開する。ですから今回の市町村合併も、やはり各町、町であればスペシャリストとして育てることはなかなか難しいと。ですから合併によることによって、合併することによってスペシャリストを育てることができる、それも合併としての大きな魅力の一つでもあるということでございます、これからやっぱりスペシャリストというものも育ててまいりたい、このように思います。

それから、デメリット云々の話、これは支所と本庁との関係でございますが、今必ずしもスムーズにいったいない部分もあるかもしれません。先ほど総務部長から、もう2カ月も経ちましたので順調にいと、こういうふうに申し上げましたけれども、さらにこの辺は市町村合併をして、そしてメリットは何かということ、デメリットはややもするとそういうことがあるかもしれませんけれども、これから情報ネットというようなそうしたものを駆使するならば、前よりずっとすばらしいところの何というんでしょうか組織の運営の仕方というものができ、要するに8つの力が結集でき、そして由利本荘市というものは前に比べれば数段よくなったと言える日が近いものと私は思っております。この件については、あとで総務部長、担当部長から補足説明させます。

次に、北部地区の整備と振興策についてであります。市町村合併のとき、岩城が秋田につこうかどうか迷われた時がございました。あのとき私は申し上げました。岩城は、今度合併する新市の表玄関になる。そうすると、岩城以外の方は私のところもというかもしれませんけれども、そうしたことで岩城がこの今の合併の構成になっていただきましたけれども、秋田の接点であります。秋田との接点でございますので、そうした意味での北部地域ですね、開発はぜひとも進めなければならない、このように思っています。それがための先ほど下浜との何というんでしょうか、アクセスの道路なり、それから国道341号なり、そうしたものにはぜひとも力を入れていきたいなと、こういうふうに思っているところでございます。これについては担当の部長から補足説明をさせます。

次に、秋田厚生年金休暇センターなんですが、厚生年金センターの歴史を振り返ってみるときに、秋田県である道川に厚生年金センターができたということは、まさに地域あげての努力のたまものであろうし、すごいなということでもみんなから賞賛を受けました。しかしながら今日、国の方ではそうした施設をほとんど手放すというような方向の

ようでございます。それがために今の厚生年金センターも、全国で261施設があるんだそうですけれども、その整理の対象にされているというふうにかがっています。これについては、やはり今、あのウェルサンピアですか、建てるとすれば相当の金がかかると思っています。やはり、33万人の秋田市と隣接するこの由利本荘市として、やはり大きな集客力を持つことも大切であろうなということで、これは前向きに検討してまいりたいと、こういうように考えております。

以上でございます。

○議長（齋藤栄一君） 佐々木総務部長。

【総務部長（佐々木永吉君）登壇】

○総務部長（佐々木永吉君） 小林議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

初めにスケールメリットの件の補足でございますけれども、行政の仕事につきましては、国・県、あるいは市町村がそれぞれの役割分担の中で進められてきておるということにつきましてはご案内のとおりでございます。ただ、市民生活に最も身近なところにある市町村がこうした窓口になるのは、市民の皆様方の利便性を高める上では大変必要なことであると認識をいたしております。本市におきましても市民の皆様方の要望に応えることができますように、できる限りの努力を払いながら相談業務に努めてまいりたいと存じますので、どうぞ申し付けくださいますようお願いを申し上げます。

それから、2番目の行政プロジェクトの関係でございますが、これまで1市7町のそれぞれの総務、企画などの管理部門につきましては、統合によりまして効率化が図られますし、あるいは国際化、情報化、あるいは社会福祉士や保健師などによりました専任の職員の配置が可能となり、専門的かつ高度な行政サービスの提供が可能となってまいります。ご提案をいただきました外部からのスペシャリストを招いてチームを編成するというのもございますけれども、地域が抱える課題を解消する上でグレードの高い施設の整備、あるいは大規模なプロジェクトの実施が可能となると考えますが、職員による専門部署の編成を含め、今後の行政改革とあわせながら十分検討させていただきたいと存じますのでご理解を賜りますようお願いをいたします。

次に、活力のある職員組織の確立でございます。合併による事務事業のデメリットの関係を早急に何とかするようというのがご指摘でありました。たしかに印鑑の数は当初非常に多ございまして、いちいち私も計算はいたしませんでしたが、これはというふうに思ったこともございまして、いろいろと研究をし、指示をしながら、現在では大分印鑑の数も減ってまいりました。先ほどの梶原議員のお答えに関連いたしますけれども、新市のスタート時点ではどうしても旧市・町の事務の進め方に違いがございましたし、新しいシステム導入などによりまして若干事務の連携がうまく働かなかったということもございましたが、これまで関係部署での調整会議などを開催をする、あるいは全職場からいろいろな課題、問題、どういったものがあるのかと、どうすればいいのかと、そういうようなことのヒアリングも行っており、改善を図ってまいりました。合併後2カ月半あまりが経過いたしますけれども、概ねスムーズに事務が執行されている状況でございます。ただ、このあとも組織機構につきましては、常に検証しながら、さらに創意を工夫しながら合併をしたことで前よりも便利になったというふうに言われま

すように努力をしてまいりたいと存じますので、引き続きご指導くださいますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（齋藤栄一君） 佐々木建設部長。

【建設部長（佐々木孝一君）登壇】

○建設部長（佐々木孝一君） 北部地区の整備振興策についての（１）アクセスインフラの整備を、についてお答えいたします。

新市の北部を結ぶ路線として主要地方道本荘岩城線、市道として高野黒川線などがあります。これに加えて平成19年には日本海沿岸東北自動車道が新たな幹線として加わってきます。日沿道については国道7号及び本荘岩城線の代替機能も発揮する路線であり、さらにその利用効果を高め、北部地区の振興を図るため、仮称松ヶ崎亀田インターチェンジ設置促進同盟会を設立し、現在積極的に要望活動を展開しておるところであります。

また、亀田地区を縦貫する国道341号について、現在秋田県が事業主体となって平成18年度完成を目指し、ふるさとづくり推進事業を実施中であり、さらにこの路線に接続する形で国道7号までの区間約3キロメートルございますけれども、市が事業主体となり道路改良を計画しております。これら事業の完成により、周辺地域のアクセスは格段に向上するものと考えており、また、北部地区には天鷲村や大内の道の駅など観光施設を初め、県立自然の家等の公共施設を多く有していることから、鳥海山観光開発とのタイアップにより一層の発展が期待されるものであります。

いずれにいたしましても北部地区のアクセスインフラの整備は、新市全体の地域振興を図る意味で重要であり、その整備充実に鋭意取り組んでまいりたいと思います。

それで、ちょっと付け加えますけれども、きのうから、前々から主要地方道、あるいは国道等の県管理の道路の要望大分ありました。それで、国道341号とありましたけれども、皆さん触れられておりませんけれども、国では平成15年度に道路構造令の改正を行っております。それはどういうことかといいますと、いわゆる今までは規格に沿ったような道路でなければ国交省の補助対象になりませんよという、そういうスタイルでございました。それをローカルルール適用を認めましょうということでした。きのうでしたか、たしか茂木議員さんが1.5路線というそういう名称を使いましたが、まさにそのとおり緊急的に整備するようなところであれば、1.5車線路線を認めまして、待避所設置で急場をしのごうじゃないか、そういうことが認められております。ですから、画一的道路整備ではなく、県の方でも第3種道路の見直しを行っております。ですから、これからは市もそうですけれども、道路の進捗率向上が図られるものと期待しております。

以上であります。

○議長（齋藤栄一君） 時間になりましたので、106番小林隆君の一般質問を終了します。次に13番柏倉孝雄君の発言を許します。13番柏倉孝雄君。

【13番（柏倉孝雄君）登壇】

○13番（柏倉孝雄君） 議長さんから発言権を封鎖されかけた13番の柏倉です。もう少しですので、暫時の間よろしくお願ひしたいと思います。

議長が議会制民主主義の根幹である我々議員の発言権を抑制するようなことは、これ、

とても容認できることではないと思います。私も考えました。議長は一体どこを見て、どこを向いて議会運営しているのか、私はそこまで考えました。我々も議長も、やはり市民を見て、向いて議会運営するというところでなければならないと思います。

それでは、一般質問に入ります。

大きな項目1つで、(1)と(2)でございますが、(1)は4項目4点、(2)は1項目1点でございます。

(1)の第1点目でございますが、合併三法には地方自治法、旧合併特例法、新合併特例法、この3つがあるわけですが、旧合併特例法は3月31日をもって失効し、消滅しておるわけでございます。現在は合併二法があるわけでございます。それで、旧改正合併特例法には、皆さんご承知のように区長を置く規定は設けられているわけですが、改正地方自治法には区長を置く規定は設けられていないわけです。ですから、なぜこの合併を推進する合併特例法を適用しないで、改正前の地方自治法に設置根拠を求めて条例化をしたのか、そのことを伺うものでございます。

それから、第2点目、地域自治区設置のこのメリットといいますか目玉は区長を置くことではなくて、地域自治区設置とセットになっているこの諮問機関の地域協議会を置けることが大変重要なわけでありまして。住民自治の充実という観点から、地域自治組織は行政区的なタイプ、いわゆる法人格のない地域自治区を導入しました。法人格を持たないといっていますから、もちろん権利義務の主体にはなれないわけですし、これは単なる自治会というんですか、町内会みたいな組織というふうに思って差し支えないと思います。日本の最高法規である憲法には、自治体には議会を置くとしているわけですがけれども、この組織に法律上の権限を持っている議会があるかないかがキーポイントだと思います。議会があるから条例をつくれる、予算も決められる、議会がなかったら条例もつukれない、予算も決められないわけですから、自治体とは言えないのであります。地域自治区の区長の職務といえば、どういう意味かわかりませんが、区を代表する、市長に助言する、意見を具申する、いわば相談役、名誉職的な職名です。設置期間も5年以内、いわば行政組織からいっても助役を頂点とした補助機関の職員。権限もない。ないというよりも持たせられない今の法律の枠では。責任もない。権限のないところに責任もないわけでありまして。権限と責任は表裏一体なわけでございます。このような職務で常勤で高額な給与の区長が必要なのか。はっきりいえば、私は区長職は必要でないと思います。一般法である改正自治法も改正前の自治法も区長を置くことを想定していない。旧自治体特別職の処遇の場ではないわけです。区長の職は、地方公務員法の第3条第3項第3号に該当して、職自体が永久的ではない、存続期間が限られている、そういうような限定した職種なわけです。ですから非常勤の特別職を想定したものだというふうに県の見解もそういうことなわけです。ですから、区長職の常勤は法に反することだわけです。非常勤だったら市民の理解も得られるだろうと思います。常勤を非常勤にすれば勤務が半分になるわけですから、自動的に給料も半分になる。黙っていて行政コストが下がるわけでありまして。この区長の財源というのは、1人年間にして860万円ぐらいですか。この財源は、すべて市民の税金であります。交付税算入はないわけです。これで市民の理解を得られると思うのでしょうか。常勤を非常勤とする条例の一部を改正する考えはないか伺います。

3点目、区長設置条例は、新市の行政執行上、空白期間が許されないということで、専決処分により合併期日の3月22日に施行されました。この条例は、改正前地方自治法に設置根拠を求めたもので、新市長の政策判断にかかわるものであると思います。そして、新市の行政執行上、また、市民サービスの点から、一日も二日も待っていることができないので、ただちに議会の議決にかかわって団体意思の決定をしなければならないものだろうか、専決処分は首長の自由裁量ではないはずです。理由がなければ専決処分はできない。当然のことです。仮に首長が専決処分権を自己の裁量として専断するなら、明らかに違法な処分であって、議決機関の権限を侵すことになるわけであります。この区長設置条例は、新市の議会の審議を通じて施行されるべきものだと思います。違法な専決処分の行為でないか伺うものであります。

それから4点目、平成15年11月13日に第27次地方制度調査会は、地域自治組織の機関として地域自治組織の長及び地域協議会を置き、市町村の支所または出張所的な団体自治を補完する組織体として制度設計を答申したわけでございます。その中で地域自治組織の長は地域協議会の委員は公選によらず、市町村長が選任するものとされているわけでございます。しかし、これらと議会の関係については、第27次の地方制度調査会の答申は何ら答えていない、言及していないわけであります。議会軽視も甚だしいと思います。いわば公選の仕組み、議会が関与されないというんですか、そういうふうなことなどで住民自治の観点からもまったく評価できるものではないと思います。この点について市長の所感を伺いたいと思います。

最後の(2)番目の合併協議会の運営についての1点目、合併協議会は形式上、実質上も公開だわけでございます。報道機関など一般市民も多数押しかけているわけですが、実質的な事柄は合併協議会の合間に開催したであろう1市7町の首長会議などで、あらかじめ大変大事なことは、重要なことは決めて、合併事務局などを通じて影響力を行使したことはないと自信を持って断言できるものか伺いたいと思います。

以上、5点について誠実な答弁をお願いしたいと思います。終わります。

○議長（齋藤栄一君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

○市長（柳田弘君） それでは柏倉議員のご質問にお答えします。

1つには、地域自治組織について、(1)の地域自治区について、それから2つ目は合併協議会の運営について、大きく分けて2つでございますが、この合併協議会は41人の協議会の委員構成で2年1カ月余、22回の協議会を重ねました。きょうここの議場にいらっしゃる議員の皆さんは、その内容を十分わかって、そして確認をいただいた事項であります。そういう意味で、ただいま柏倉さんの疑問の思うこと、行革本部長から説明をさせますが、最後に何か影響力を行使したなどという云々がありますけれども、決して市長、町長がこの協議会に影響力を行使したこと、絶対ありませんということをお断り申し上げます。

○議長（齋藤栄一君） 佐々木行政改革推進本部事務局長。

【行政改革推進本部事務局長（佐々木均君）登壇】

○行政改革推進本部事務局長（佐々木均君） 柏倉議員のご質問にお答えしたいと思います。

1点目の地域自治区についてでございますが、地域自治区の設置につきましては、合併協議会において重要協議案件の1つであるという委員全員の認識から、特に小委員会を設置し、協議に協議を重ねて、最終的にご案内のような内容で合併協議会において確認をされたものであります。

ご質問の第1点目にあります、なぜ地域自治区設置について地方自治法に根拠を置いたのかということでございますが、合併特例法、地方自治法、どちらでも地域自治区の設置は可能でございますが、地方自治法の場合、住所表示において自治区の名称を冠記しなくてもよい、逆に言いますと合併特例法においては冠記しなければなりません。これは新市の名称、住所を決める時点で、由利本荘市本荘、それから由利、大内、ここにおいては旧自治体の名称を冠記しないとなりました。もし合併特例法によりますと住所の表示として、由利本荘市本荘区どこそこ、由利本荘市由利区または由利町前郷どこそこ、同じく由利本荘市大内町、大内地区、どちらかと思いますが、岩谷というようなふうに冠記しなければならない、住所が非常に長大となり煩雑となることから、委員の協議によりまして地方自治法による一般制度を根拠として設置するという確認を得たものであります。

また、区長を常勤から非常勤にする考えはないのかとのことでございますが、この常勤の区長につきましても合併協議会において何度となく協議がされ、そして区長は区を代表する者である、区長は常勤とするということが確認されております。

なお、地方公務員法第3条第3項第3号において、この特別職は非常勤じゃないかというお話ですが、非常勤または臨時ということで、非常勤でなければならないというふうには書いておりません。これは私どもも法的に調べておりまして、公務員法には反していないということに確認の上で常勤ということを出しております。これは要するに、どちらでも置けるということになっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、区長設置条例を専決処分した理由、これは先ほども申し上げましたように、地域自治区に関する協議は合併協議会の重要協議案件として、議論に議論を重ねて協議会で確認をいただいたものであります。そういう意味からも言わせて、住民の負託にこたえるため、そして協議会委員の意を通す、意を酌んで進めるために区長の設置条例を新市のスタートと同時に専決処分をした、これは自治区の設置条例と区長設置条例はセットとなっております。セットでなければこれは進んでいきません。そういうことで専決処分をさせていただきましたもので、これ違法でないかということをおっしゃっていただいておりますが、違法でないということをやっておりますのでご理解いただきたいと思っております。

次に4点目に、区長を決める地域協議会の委員の選任方法に関する質問でございますが、これは法律、地方自治法第202条の5第2項により市長が選任するとあります。公選はなじまないとありますので、それに基づきまして構成員、要するに地域協議会の委員については選任ということになりました。確かに国の地方制度調査会においては、公選ということも協議をされたようでございますが、結果として公選はなじまないということになっております。

なお、区長の選任方法につきましては、昨日まで市長が答えておりますので省いていきたいと思っております。

いずれにいたしましても行政に関する機関でありますので、選任にあたっては地域の

意見が適切に反映されるよう配慮しながら市長が選任するものでありますので、ご理解いただきたいと思ひます。

次に、(2)番目の合併協議会の運営につきましては、市長の方からも話がありましたが、私も合併協議会の事務局の一員として、41人の委員が対等の立場で協議を重ね、協議内容を確認しているということはお案内のとおりでございます。協議案件を提出する時点で会長であります市長が、その過程で各市・町の助役、合併担当課長で組織する幹事会で原案を作成し、その原案について市・町長会議で協議をしたことはあります。当然これは提案者が会長である関係上、協議はいたします。しかし、委員の皆様方お案内のとおり、これまで幾つかの提出原案につきまして修正が合併協議会委員の総意のもとで、かなり修正というものもございました。そういうことで議員のご質問の中には、事務局が影響力をということありましたので、私も言わせていただきたいと思ひますけれども、影響力を行使したとか行使されたということはございませんので、ご理解いただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（齋藤栄一君） 13番柏倉孝雄君、再質問ありませんか。13番柏倉孝雄君。

○13番（柏倉孝雄君） 2点目のこの、市長はよく地域自治区の関係について聞かれますと、特にこれは合併協議会で承認されたものとか、決まったものとかというふうなことをよく言われるわけですが、この合併協議会の性格というんですか、合併協議会の委員の構成というのは、議員とか首長さんが入っているわけですが、それ以外にも民間の委員も入っているわけでございます。そういうふうなことから見ますと、この協議会の合意による意思決定については、当然、行政を拘束するような強い法的な効力は与えられていないと思ひます。ですから、最終的には議会が条例制定権に基づいて議会が行う、権限を行使するというのが本当だろうと思ひます。いわば選挙されていないような公選の仕組みがない合議的な機関が権力的な決定を行うことは、これは法の建前からできないわけです。ですから、基本的には……その辺り、私はそう思ひますが、できるというふうな何か法的な根拠があれば教えていただきたいと思ひます。

それから、3点目に対する再質問、専決処分のことですけれども、本来この専決処分というのは議会が持っている権限なわけですし、議会を開く暇がないなどの理由によって、この団体意思の決定を迫られる場面が出てくるわけです。その場合、議会を開くというのは相当のエネルギーを要しているわけございまして、その場合においては、その理由があれば首長にその団体意思の決定をゆだねているのがこの専決処分の考えなわけでございます。もちろん専決処分には理由がなければならないわけでございますが、特にこの地域自治区の設置、区長の設置については専決処分を行ったわけです。今回の第1回定例会で区長の設置条例の一部を改正、やっているわけなんですな。いわば一部改正、給料の50万円というものを改正があったわけです。ですから、3月の臨時議会、6月の定例会、こういうふうな機会がありながら専決処分したということは、法を犯していないということと根本的に違うんじゃないですか。十分議会を開く暇がある中でこの専決処分をしているわけでしょう。これは誤った専決処分のやり方でないかと思ひますが、再度市長の答弁をお願いしたいと思ひます。

○議長（齋藤栄一君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

- 市長（柳田弘君） それでは柏倉議員の再質問にお答えしますが、これについても行革本部長から答えさせます。
- 議長（齋藤栄一君） 佐々木行政改革推進本部事務局長。
- 行政改革推進本部事務局長（佐々木均君） 柏倉議員の再質問にお答えしたいと思いません。

最初に、合併協議会はどういう権能があるのかということをございますけれども、これは地方自治法252条の2にあります協議会の設置ということで、ごく普通に法定協議会、法定協議会といっていますが、任意の団体ではございません。法律に基づく、地方自治法252条の2に基づきまして、この設置につきましては、それぞれ構成します市町村の議会の議決を経て設置されております。そして、そこにおいて協議されたものについては、それぞれの議会で議決をいただいているということをございますので、この合併協議会の協議というものは、そのようなものである。そして、この協議された内容につきましては、協定書という形で8月17日、昨年8月17日、それぞれの市・町の臨時議会において議決をいただいておりますので、得ているということをお話しておきたいと思いません。

次に、専決についてございます。専決は先ほど柏倉議員おっしゃったとおり専決には理由が必要でございます。その理由の1つには、合併協議会において協議されたものについて、これが専決することができるかとあります。といたしますのは、合併協議会において協議され、そしてそれぞれの市町村の議会において議決をいただいている内容については、これはそのまま専決することが可能である。といたしますのは、やはり住民の負託を受けて、それにこたえるためのものであるということをございますので、そういう意味で合併という中での専決が可能であるというふうになっておりますので、ご理解いただきたいと思いません。

以上ございます。

- 議長（齋藤栄一君） 13番柏倉孝雄君、再々質問ありませんか。13番柏倉孝雄君。
- 13番（柏倉孝雄君） 由利本荘市の合併協議会ではございますけれども、ある合併協議会の中で、合併協議会の委員の中からこの合併特例法でない地方自治法によるこの区長の設置の場合、議会に議決をもらうということになりますと、区長設置については大変な不評だったわけです。ですから、議会の議決を得られない、否決も予想されるというふうなことで、この合併協議会の委員がそれをおそれて事務局に聞いたところが心配しなくてもいいと、専決処分という方法があると、そう言ったんだそうございます。ですから私は、その不評が否決につながるおそれがある専決処分というふうなものに飛びついたのでないか、合併にかこつけて、いわばこういうふうな方法でやったのではないか、かんぐられても仕方がないのではないかと思うんですが、この点いかがですか。
- 議長（齋藤栄一君） 佐々木行政改革推進本部事務局長。
- 行政改革推進本部事務局長（佐々木均君） お答えいたします前に、1つ訂正させていただきます。先ほど17日と言いましたが、昨年8月18日に皆様方から議決をいただいておりますので、訂正をさせていただきます。申し訳ありませんでした。

なお、ただいまどこかの合併協議会の話ということをございましたけれども、私ども

の方ではそのような考えはございませんでしたので、その点ご理解いただきたいと思  
います。

以上です。

○議長（齋藤栄一君） 以上で13番柏倉孝雄君の一般質問を終了します。

以上をもって一般質問を全部終了いたしました。

暫時休憩します。3時30分まで休憩します。

午後 3時14分 休 憩

午後 3時34分 再 開

○議長（齋藤栄一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（齋藤栄一君） 日程第2、これより提出議案に対する質疑に入ります。

この際、報告第27号から報告第52号までの26件、議案第20号、議案第22号から議案第  
28号まで、議案第30号から議案第59号まで並びに議案第67号の39件を一括議題として質  
疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告の順番に従って質疑を許します。110番加藤勝栄君  
の質疑を許します。110番加藤勝栄君。

○110番（加藤勝栄君） 私は議案第45号、平成17年度由利本荘市一般会計についての  
5点についてお聞きしたいと思います。

農林水産費の1項7目の農地費の市営土地改良事業に6億5,000万円ほどの計上があ  
るようですけれども、その農地というのはどのようなものなのか。私の認識不足かもし  
れませんが、行政は農地は所有できるんですが、営農はできないのかなという認  
識でありますけれども、間違いであれば訂正しますけれども、その辺を含めてどのよ  
うな内訳になっているのかということ。

それから、商工費の1項2目商工振興費のベンチャー起業支援費に103万円ですか、  
計上されておりますけれども、どのような目的としての100万円ほどの金額なのかです  
ね。言葉は悪いかと思いますが、ちょっと大きい顔合わせすれば100万円は吹っ  
飛ぶと思いますけれども、その辺についてお聞きしたいと思います。

同じ項目で鳥海山ろく線運営促進費2,900万円ですか、を計上した基準は何なのかと。  
総事業費はどのぐらいなのか、もし報告を受けているのであれば、お知らせ願いたい  
と思います。

それから、同じく商工費ですが、3目の工業振興費の本荘工業団地の環境整備費の  
364万8,000円ですか、県の方から300万円ほど持ち出しがあるようですが、この内容  
はどうかということ。ヤブ草刈りになるのかなと思いますけれども、お聞きしたい  
と思います。

それから、土木費の8款の4項に入りますけれども、本荘マリーナの付近の飛砂につ  
いてあのように飛砂がたまっておりますが、私が見つけなかったのかもしませんが、  
計上されていないように見ましたけれども、どうなっているのか。関連しまして、通年  
はどのぐらいの処理量か、また金額はどのぐらいか、処理方法はどのような方法で行われ  
ているのかなと、お聞きしたいと思います。

最後に、同じ土木費の5項の都市計画費の本荘中央地区区画整理事業、これについて17億円何がしの計上がありましたけれども、その辺の内訳をお願いしたいと思います。以上です。

- 議長（齋藤栄一君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。
- 市長（柳田弘君） それでは加藤議員の質問にお答えしますが、議案第41号の平成17年度由利本荘市一般会計予算に関することでございます。それぞれの担当でございますので、担当部長から答えさせます。
- 議長（齋藤栄一君） 小松農林水産部長。
- 農林水産部長（小松秀穂君） それでは第1点目の6款1項7目農地費でございますが、これについては農地費という予算項目上の名称でありまして、いわゆる市町村が事業を実施する団体への土地改良事業と呼ばれるものが内容となっております。その内容につきましては、概要については市長の施政方針の中でもありましたが、東由利及び鳥海地域で実施する農道を整備するための基盤整備促進事業、これが約5,600万円、鳥海地域の用排水路と集落道を整備するための中山間地域総合整備事業が1億5,600万円、県立大学本荘キャンパス前の農村公園等を整備する農村振興総合整備総合補助事業が1億100万円、また、西目地域の農道を整備するふるさと農道緊急支援事業が4,200万円、さらには矢島、由利、東由利、鳥海の4地域で実施していた鳥海山ろく地区田園空間整備事業の関連で総合案内所、遊歩道、公衆トイレなどを整備する2億9,700万円、さらには矢島地域の針ヶ岡地区で実施します、圃場保全対策をする元気な地域づくり交付事業事業として150万円を計上している予算となっております。

以上です。

- 議長（齋藤栄一君） 藤原商工観光部長。
- 商工観光部長（藤原秀一君） それでは、商工観光部からお答えさせていただきます。  
7款2項2目の商工振興費のベンチャー起業支援費に103万円の計上でございますが、この事業は新市の将来像に掲げている人と自然が共生する躍動と創造のまちづくりの実現に向けていくために地域の知的財産としての秋田県立大学と本荘由利産学共同研究センターによる産・学・官連携の実践はもとより、これを生かした新産業の創造と意欲ある起業者を支援することを目的としておるところであります。事業を起こすなら由利本荘市と、そういう言われるような強い産業風土をつくるために躍動と創造を目指す新市にとって大変肝要であると、そういうような位置づけであります。この事業につきましては、旧本荘市が3年前から立ち上げておったものですが、引き続き新市におきまして意欲ある個人やグループによるベンチャービジネスへの起業支援として由利本荘市ベンチャー企業支援事業に関する要綱によりまして補助を行うものであります。一事業所分につきましては最高で100万円補助し、3万円につきましては、審査委員会開催に伴う経費として3万円の予算計上でございます。

それから、次の2款1項2目の商工費の中の鳥海山ろく線運営費促進費でございますが、この補助金につきましては、山ろく線を運営する由利高原鉄道株式会社について、地域の公共交通機関として、これまで支援してきたものであります。同社の運営にかかわる経常損失分として補助をするものでありまして、秋田県、また、その沿線にあります自治体が今まで補助してきたものであります。今後は秋田県と由利本荘市が補てんす

るものであります。今回のこの補てん分につきましては、旧矢島町と旧由利町の分として2,697万3,000円をあげているところですが、いずれこの運営にかかわる経費につきましては、今年度の事業の精算が今月の株主総会で決まることによりまして、また由利本荘市の分が、旧本荘市の分として再度補正をお願いすることになります。いずれにしてもこの旧2町分の2,697万3,000円が主なものでございます。

続きましてもう1点、商工観光部であります。7款1項3目の工業振興費の本荘工業団地環境整備事業費364万8,000円の内容であります。主なものとしましては、ヤブ草刈りの賃金でございます。この事業につきましては県から委託されておりまして、団地内の草刈等にかかわる委託料として300万円、そして当団地の水門操作業務委託並びに団地公園の管理委託として64万8,000円を計上しているものであります。

以上であります。

○議長（齋藤栄一君） 佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木孝一君） 続きまして8款4項港湾費についてお答えいたします。

本荘港の整備費の負担金を計上しております。本荘港については、マリーナの建設費ですけれども、10%の負担を計上してあります。

なお、海水浴場等の飛び砂の件ですけれども、これは県関連の海岸でありますので、県の予算等に計上されております。参考までにお伺いしてきましたのでお答えします。

処理土量については3万立方メートルあるそうです。約300万円を費すそうです。その処理方法は約2万立方メートルを海水浴場の北側に均して処理する。残りの1万立方メートルは土砂採取等で売り渡すと、そういうふう聞いております。

続きまして8款5項都市計画費の本荘中央地区区画整理事業費についてお答えします。

その内訳ですけれども、17年度仮換地指定に伴う建物移転40件分、15億394万円及び排水処理下水道工事で2,297万8,000円、業務委託費として物件移転補償調査や画地境界点測設等の4,117万6,000円を計上しております。また、換地計画の調整に要する公有財産購入費として1億110万3,000円、その他公共施設管理等の原材料、補助事業による事務費が3,834万4,000円の、合わせて17億654万1,000円を計上しております。

○議長（齋藤栄一君） 110番加藤勝栄君、再質疑ありませんか。110番加藤勝栄君。

○110番（加藤勝栄君） もう1点だけお願いしますが、鳥海山ろく線の件ですけれども、去年の分わからなければ、前年度分把握しておりませんか。

○議長（齋藤栄一君） 昨年のことですか。

○110番（加藤勝栄君） 今総会があるのは、16年度分の総会があるのではないですか。

○議長（齋藤栄一君） これは17年度の一般会計予算ですから。

○110番（加藤勝栄君） そうですか。今の総会あるのは17年度分ですか。ちょっと聞きもらしたかも知れないけれども、今、総会あるのという説明を受けたと思ったので。

【「議長、休憩」と呼ぶ者あり】

○議長（齋藤栄一君） 加藤議員、今、17年度の予算でありますので、通告以外は当局でも調べておりませんので、受け付けることはできません。

○110番（加藤勝栄君） 了解しました。撤回させていただきます。

【「議長、暫時休憩」と呼ぶ者あり】

○議長（齋藤栄一君） 暫時休憩します。

午後 3時51分 休 憩

午後 3時54分 再 開

○議長（齋藤栄一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

46番土田与七郎君の質疑を許します。46番土田与七郎君。

○46番（土田与七郎君） ただいまいろいろご意見がありました。所属常任委員会にこの後付託予定の議案については、委員会での審査がありますので、そこで説明を受けるということになります。それ以外については内容を聞く機会がないということで私も通告をしたものです。そういうことから、どうしても聞きたいことがありますので、1点にしばって質問をいたしたいと思えます。

議案第41号平成17年度の一般会計予算案でございますが、その中の自治振興費について伺いたしたいと思います。

市長の施政方針1の地域に開かれた住民自治のまちづくりについては、重点施策としての位置づけのもとに、その具現化のために2款総務費1項総務管理費10目自治振興費の中に住民自治活動支援事業としてコミュニティー活動促進費2,197万6,000円が予算化されております。事業概要の中には、地域自治活動等の取り組みを支援し、自治組織の活性化を図るとあります。地方自治の振興のキーワードは住民自治と言われるほど、その重要性については論を待たないところでありますが、今回の予算は旧市・町が行っていた自治活動対策を継続した形での予算計上をしたというふうに伺っておりますが、これらの各種自治活動の中で、いろいろそれぞれの市町村で対応の仕方が違うだろうと思えますが、どのような内容の活動が対象となって、また、その支援対象の基準があるとするれば、その基準について伺いたしたいと思います。

○議長（齋藤栄一君） 当局の答弁を求めます。猿田企画調整部長。

○企画調整部長（猿田正好君） 企画調整部からお答え申し上げます。

ご質問の款項目、ご指摘のとおりコミュニティー活動推進費が措置されてございます。本事業の予算は、合併前の旧市・町がこれまで実施してきた内容の予算の合算、いわゆる持込予算でございます。旧市・町の地域ごとに合併前のそれぞれの基準に基づきまして実施される事業でございます。コミュニティー活動促進費に計上されております予算は、今回2,197万6,000円でございますが、自治会運営費の助成及び自治会や地域団体が行う地域振興事業に対する助成等でございますけれども、今後、18年度以降の本事業の推進につきましては、本年度中にこれまでの支援の経緯や他事業の助成の状況等々の整合を図りながら、新市全体を対象とした新たに統一された助成の基準を制定したい考えでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤栄一君） 46番土田与七郎君、再質疑ありますか。46番土田与七郎君。

○46番（土田与七郎君） 再質疑だけをさせていただきますと思えます。

ただいまの説明いただきましたその内容等を私なりに分析して、調査をしてみましたところ、5つの形に分類されるようでございます。自治会等の戸数に応じた交付金、それから住民活動団体の助成金、事業実施に応じた交付金、これはイベントや催し物に対する助成金、そして最後に会館等の施設整備に対する補助金という形で、バラエティー

に富んだ活動の予算となっております。

しかしながら、この予算を地域別に見ますと、6地域が対象となっておりますが、2地域はこの対象になっておりません。対象となる事業がなかったのか、前の自治体の中になかったのか、あるいはこの活動の中で一部でも調整をされて今回の予算計上にならなかったのか、その点を伺いたと思います。

ちなみに調整というところは、合併協議会での確認事項の中で補助金・交付金の取り扱いの中で、統一の方向で調整、それから地域事情を踏まえて調整という2種類があるわけですが、この場合、統一されて調整されて予算化がされなかったのか、その点を伺って質疑を終わりたいと思います。

○議長（齋藤栄一君） 当局の答弁を求めます。猿田企画調整部長。

○企画調整部長（猿田正好君） おっしゃいましたように6地域の合算でございます。他2地域につきましては、今回計上されてございません。計上されてございません地域につきましては活動がなされていないのではなく、自治体からの助成がないということでございます。

○議長（齋藤栄一君） 次に66番阿部一雄君の質疑を許します。66番阿部一雄君。

○66番（阿部一雄君） 私は、議案第41号の歳入、その中の合併特例債、過疎債のことについてお伺いをいたしたいと思います。

平成17年度由利本荘市一般会計歳入予算、この中に合併特例債30億7,600万円、過疎債18億1,400万円が計上されております。施政方針にうたわれているように、住んでよかった、住んでみたい、住み続けたい、そうしてもらえる新しい郷土の建設のために必要不可欠の貴重な財源に違いはないと考えるものでありますが、合併のスケールメリットを生かすという原点に立ち返りますと、この必要額は最小限に抑制する努力が肝心かと考えます。財政面で市民に、後年度につけを回すなどということのないよう、十分熟慮なされ、財政の健全性の維持に努力を最大限払っていただきたいと思いますが、市長の再度決意をお伺いしたいと思います。

○議長（齋藤栄一君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

○市長（柳田弘君） 阿部議員のご質疑、先ほどの一般質問でもありましたが、後世につけを回さないようにということ十分配慮しながら実施してまいります。詳しいことは財政課長から答弁させます。

○議長（齋藤栄一君） 小松財政課長。

○総務部次長兼財政課長（小松浩君） それでは、ただいまの阿部一雄議員の質疑にお答え申し上げます。

合併特例債、過疎債についてでございますけれども、これら地方債の性質につきましては、議員各位これまでも十分ご認識されていることと存じますけれども、地域住民の生活基盤のインフラ整備等につきましては、地方財政の中で地方債の活用なくしてはできないという実態がございまして、それが余儀なくされているのが実情のようでございます。合併のスケールメリットを生かした地域整備にあたりましては、70%の交付税算入を見込める有利な合併特例債ということで、あるいは過疎債の活用ということで、建設計画に基づきながら事業展開を行うこととしておるところでございますけれども、それによりまして後年度償還が伴ってまいりますのはやむを得ないものでございますが、

初日の一般質問で阿部議員さんにもお答えいたしましたように、三位一体改革による税源移譲などが完全実施されるように強く国に訴えていくのはもちろんでございますけれども、真に必要な行政需要というものを今一度精査してまいらなければならないと思っておりますけれども、十分な財政計画のもとで、収支バランスによる計画的かつ効率的な合併特例債や過疎債の活用、運用に配慮しまして、健全な財政の確保に努める所存でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。よろしく申し上げます。

- 議長（齋藤栄一君） 66番阿部一雄君、再質疑ありませんか。66番阿部一雄君。
- 66番（阿部一雄君） このほかに臨時財政対策債があるわけでありまして、あくまでも臨時という冠をいただいておりますのでございまして、これは後年度、何年歳入として確保できるものかという、そういう確たる裏付けというものは私はないのではないかな、歳入全体の中でも大変不確定要素のものが中期・長期的に見るとあるような気がいたすわけでありまして。そういう中で新年度の歳出面で1市7町それぞれの予算を踏まえたものを積み上げて本庁で調整をされたもの、このように説明をいただきましたが、1市7町予算編成過程でどれだけ歳出を削減するための努力がなされたのか、できれば伺いたいと思っておりますが、無理であれば結構でございます。しかしながら、国が行財政改革をやる、都道府県がやる、そして合併推進をやっておる上部機関がそういう中で推し進めておる中で、私たちの本市が行財政改革が後回しになるということは、歳入面で起債を充当する、しかし歳出面では行財政改革が進まない、こういうことになると、非常に収支のバランス、健全財政というものが後回しになるのではないかな、歳出の面でも熟慮をしていただきながら私は財政運営が健全でありますように当局に期待を申し上げたいと思っております。昨日、90番の今野議員さんの一般質問の中で、目玉は行財政改革だと、こういうようなご指摘がございました。まったく同感であります。先般の一般質問の中で125番の熊田さんから財政、起債のご質問ございました。最初の年からこのように起債依存型の予算編成をなされますと、10年間、過疎債を認可していただける97%ぐらいを消化するんだと、柳田市長からそういう説明がございましたが、そのあとの交付税が算定替えになる。そして5年間の激変緩和措置が終わった平成31年になりますと、資料によりますと、経常収支比率が100%を超える、こういう見通しを立てられておるのでありますから、私は新市のスタートにあたる初年度から健全財政のために固い決意で臨んでいただきたい。10年、15年あとに大変な住民に、市民につけを回すというようなことのないように私は重ねてお願いをしながら、再度市長から決意をお伺いしたいと思っております。

- 議長（齋藤栄一君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。
- 市長（柳田弘君） ただいま阿部議員の再質疑であります。将来を憂える大変なご質疑でございます。私も同感であります。今後私たちの子供や孫が、この地に暮らして安心だ、税金が高くて困ります、住みたくないというまちでなくて、ここに住みたいまちをつくるために財政運営も懸命に努力してまいりたいと存じます。

以上でございます。

- 議長（齋藤栄一君） 66番阿部一雄君、再々質疑ありませんか。
- 66番（阿部一雄君） ありません。
- 議長（齋藤栄一君） 以上で66番阿部一雄君の質疑を終了します。

次に13番柏倉孝雄君の質疑を許します。13番柏倉孝雄君。

- 13番（柏倉孝雄君） 115ページの議案第28号でございますが、いいですか。地域自治区の一部改正でございますけれども、地域自治区のこの設置は、区長を置くことよりもさっき私申し上げましたように、地域協議会がメインなわけです。今回、地域協議会の委員の報酬は、これを支給しないということだわけでございますけれども、地域協議会の委員は非常勤の特別職の職員でありまして、一般的にはこの非常勤の特別職の職員については報酬を支給しているわけですか。何でこの地域協議会の非常勤の特別職である委員には報酬を支給しないというのか、何で支給しないということなのか、この辺りの何ですか、たしかに法律を見れば支給しないことが原則というふうになっているわけですが、この辺りの思想というんですか考え方をひとつお願いしたいと思います。

それから、この、今の支給しないということのあれは、正確に言えば改正自治法でそういう条文があるわけですが、むしろ改正前の地方自治法を適用してですよ。これを削ればいいんですから、支給するということが。でなければ住民の納得は得られないと思うんですよ。例えばこういうふうなことで中央の方から通知が来て、こういうふうな考え方でやりなさいという一つの考え方を示していると思うんですよ。それはこのままこの地域に当てはめてはだめだわけですよ。やはりやっぱり地域自治体として、その地域の実情を考えながら、これを適用した場合どうなるのかなというふうにしなければですよ。区長は50万円で地域協議会の委員の報酬は支給しないということでは、これは説明がつかない。その点ひとつご説明願いたいと思います。

以上です。

- 議長（齋藤栄一君） 当局の答弁を求めます。佐々木行政改革推進本部事務局長。
- 行政改革推進本部事務局長（佐々木均君） 議案第28号について、地域協議会の委員の報酬はなぜこれを支給しないのか、今、柏倉議員もおっしゃいましたけれども、改正地方自治法にあるから支給しないのかということでございますが、地域審議会の委員の報酬につきましては、地方自治法第202条の5第5項の規定に、これがただいま柏倉議員がおっしゃいました改正の方ののですが、これちょっと読んでみたいと思います。「第203条第1項の規定にかかわらず、地域協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができる。」、この203条第1項というのは、先ほど柏倉議員おっしゃいました改正前ということでございますが、ここにありますように地域協議会の委員につきましては、203条第1項の規定にかかわらず報酬を支給しないことができるというのが条文でございます。その取り扱いにつきましては、平成16年5月26日付けで総務事務次官名で「報酬については原則無報酬とすることを基本とされたい。」との通知がございます。これがその通知でございますので、これを総務常任委員会のお出しするようにしたいと思います。それで、この解釈といたしましては、地域協議会の構成員としての活動は、あくまでも住民として担う自発的な協働活動の一環としてとられるべきで、地方自治法第138条の4第3項で設置される専門性が重視される審議会等の委員の役割とは性格が異なるので、ということが判断材料になっております。

なお、会議出席等の費用弁償におきましては、当然支払われることとなりますが、こういう通達等をいろいろと勘案いたしまして無報酬とするということで提案をさせていただきました。先ほど議員の方からは、国から決められたんだからやるのかというよう

なお話ですけれども、いろいろと審議をして、私どもの方で協議した中でこのように提案させていただきましたので、この後、柏倉議員、総務常任委員でございますので、委員会の席におきましてご審議いただきたいと思います。

以上でございます。

- 議長（齋藤栄一君） 13番柏倉孝雄君、再質疑はいいですか。
- 13番（柏倉孝雄君） まずいいです。
- 議長（齋藤栄一君） 以上をもって提出議案に対する質疑を終結いたします。

- 
- 議長（齋藤栄一君） 日程第3、提出議案・陳情の委員会付託を行います。  
お手元に配布いたしております付託表のとおり、各委員会に審査を付託いたします。

- 
- 議長（齋藤栄一君） 本日、55番岸野長一郎君より、一身上の都合により議員の辞職したい旨の願い出がござっておりますので、日程に議員の辞職についてを追加いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。

- 
- 議長（齋藤栄一君） 日程第4、議員の辞職についてを議題といたします。  
この際、お諮りいたします。会議規則第140条第2項の規定に基づき、議席番号55番岸野長一郎君の辞職を許可することについて、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって、岸野長一郎君の辞職を許可することに決定いたしました。

- 
- 議長（齋藤栄一君） 次に、議席の一部変更についてを日程に追加いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定しました。

- 
- 議長（齋藤栄一君） 日程第5、議席の一部変更についてを議題といたします。  
岸野長一郎君の辞職に伴い、55番に127番の高橋東悦君を、127番に128番の私齋藤栄一、以上のとおり変更いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって、議席の一部を変更することに決しました。

- 
- 議長（齋藤栄一君） 以上をもって本日の日程は終了いたしました。  
明18日、19日は休日のため休会、20日から23日までは各常任委員会、24日は事務整理のため休会、25日、26日は休日のため休会、27日、28日は事務整理のため休会、29日に

本会議を再開し、各委員長の審査報告を行い、質疑、討論、採決を行います。

なお、各委員会の開催場所については、お手元に配布したとおりでありますので、お間違えのないようにお願いします。

また、限られた委員会の審査日程でありますので、各委員会の審査には特段のご配慮をお願いします。

本日は、これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後 4時18分 散 会

